

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（403）
2. 日時：令和4年10月20日 15時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、藤原主任安全審査官、
宮本主任安全審査官※、秋本管理官補佐、上田審査チーム員、
日南川技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力運営グループリーダー、他7名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 1）（令和4年10月18日提出資料）
- （2）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 1）（令和4年10月18日提出資料）
- （3）泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて（令和4年10月18日提出資料）
- （4）泊発電所3号炉 審査資料 追而リスト（保管アクセス）（令和4年10

月 18 日提出資料)
(5) 泊発電所 3 号炉 まとめ資料及び比較表記載適正化が必要な箇所 (令和 4
年 10 月 18 日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の植田ですそれでは時間になりましたので本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は、泊発電所3号炉の設置変更許可申請についてです。
0:00:12	それでは説明をお願いします。
0:00:22	北海道電力の藤田でございます。
0:00:24	それでは一昨日に引き続きまして、補完アクセスルートについてをご審査いただきたいと思います。
0:00:32	本日は、一昨日の続きということで、6ポツの⑦番、
0:00:40	ですね地盤支持力の不足、そのあと、
0:00:43	8番と7番、7ポツの⑦番ということで、あとその後なんですけども、
0:00:53	仮復旧時間の評価屋外作業の成立性、
0:00:56	まで、説明させていただいて8ポツ9ポツという形で進めさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。
0:01:04	説明は、中瀬からします。
0:01:08	北海道電力の中津です。どうぞよろしくをお願いします。
0:01:11	まず初めに、6ポツ保管場所の評価の、
0:01:16	内、⑦番の地盤支持力の不足について、概要をご説明した後、質問を切る形とさせていただきます。よろしくお願いたします。
0:01:28	パワーポイント資料の方お願いたします。
0:01:36	パワーポイント資料の26ページお願いたします。
0:01:40	⑦番、一番支持力の不足でございます。
0:01:43	評価方法でございますがやり方につきましては先行サイトさんと同様のやり方でございます、間形設備のうち、1人当たりの重量が最も大きい。
0:01:54	可搬型代替電源車の地盤接地圧が、交換エリアの評価基準値を下回ることを確認するというものでございます。
0:02:08	評価結果でございますけれども、こちらの数字となっております、基準地震動の評価、
0:02:16	が完了次第今後ご説明させていただきたいと。
0:02:19	考えてございます。
0:02:21	保管場所、
0:02:24	1個目の0ヶ所について今後ご説明しますと、
0:02:27	二つ目の丸でございますけれども、51メーター層厚車庫エリアにつきましては、こちらの保管場所自体が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	建物となっております、MMRを介して岩盤に支持され、基準地震動に対して倒壊しない設計とする建屋、
0:02:46	でございます、この中に官学設備を設置いたしますので、一番支持力に対する影響はないと、評価してございます。
0:02:55	三つ目の丸ですけれども、TP10メーター集水枡でございますが、こちら置換コンクリートを介して岩盤に支持され、基準地震動に対して機能維持する構造物。
0:03:06	でございます、この中に放射性物質吸着材を設置する方針でございますので、こちらも地盤支持力に対する影響はないと。
0:03:16	評価してございます。
0:03:18	評価結果につきましては今後ということでこちらの説明は以上でございます。
0:03:26	気づい規制庁アキモトですそれでは、質疑をお願いします何かありますか。
0:03:33	じゃあ、そしたら次の項目もお願いします。
0:03:37	北海道電力の中瀬です。続きまして、
0:03:43	地下構造物の損壊についてご説明させていただきます。
0:03:50	27ページをお願いいたします。保管場所、
0:03:54	の評価でございます。
0:03:57	評価方法につきましては地下構造物があるか確認いたしましてある場合は地震による影響があるかということの評価するということでこちらも先行サイトさんとやり方は同様でございます。
0:04:10	評価結果でございますけれども
0:04:12	以前説明したものと結果
0:04:16	同じなんですけれども、
0:04:17	一つ目の丸に記載している、保管エリアにつきましては地下構造物がないため影響はないとしてございます。
0:04:24	二つ目の丸の保管場所、2号、31メーターエリアのA及びBでございますけれども、こちら同排水設備がございますけれども、
0:04:34	岩着しておりコンクリートで埋め戻されていることから影響はないと評価してございます。
0:04:40	またBエリアにつきましては岩盤内にCVケーブルトンネルがございますけれども、こちらも岩盤内ということで損壊による影響はないと評価してございます。
0:04:50	保管場所、以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	続きまして、
0:04:57	屋外アクセスルートの評価でございます。パワーポイント資料 48 ページを、
0:05:04	お願いいたします。
0:05:14	評価方法でございますけれども、アクセスルートの下にあるですねお茶構造物が損壊した場合の、
0:05:22	影響について評価するというものでございます。
0:05:26	地下構造物につきましては
0:05:29	三つ、姿勢条件示してございますけれども、
0:05:34	一つ目が基準地震動に対して機能維持する設計がされた構造物。
0:05:40	二つ目が鋼管及びコンクリートで牧田寺井補強された管路、三つ目岩盤の構造物でございますけれどもこれらにつきましては損壊による影響が小さいと考えられるため、
0:05:49	検討対象が除外としてございまして、この方法につきましても先行斉藤さんと同様の考え方でございます。
0:05:57	評価結果、ご説明いたします。
0:06:02	まとめ資料の
0:06:04	100、
0:06:06	34 ページも、
0:06:08	すいませんパワーポイント資料に載せるべきだったんですけどまだちょっと載せておりませんので、
0:06:12	まとめ資料 134 ページも、
0:06:17	ご覧ください。
0:06:26	はい。評価結果でございますけれども、損壊が予想される検討対象の車構造物ですが、
0:06:34	49 ヶ所ございました。
0:06:37	まとめ資料の表で言いますと、
0:06:41	水色のハッチングが限られてるものが対象でございます。
0:06:46	その構造物でございますけれども、図面で言いますと、
0:06:50	赤ポツの上に丸、緑の丸がついてるところが
0:06:57	今回が予想される構築物でございます。
0:07:01	こちらにつきましては、地下構造物の損壊を仮定いたしまして、段差が発生する。
0:07:09	が予想される箇所につきましては、一型行敷設等による事前対策を実施する予定でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:20	はい。衛藤。
0:07:21	長コード損壊につきましては以上でございます。
0:07:27	規制庁秋本ですそれでは、今のところで、質問コメントは、
0:07:31	お願いします。はい。
0:07:34	はい。規制庁藤原です。
0:07:37	まとめ資料の135とかで、ちょっと記載、まず記載だけなんですけども、ちょっと平面図上にこの中の
0:07:46	実際にこの段差が発生するような管理とかですかねこれちょっと何か、
0:07:52	こういうふうに走ってるっていうのがわかるとするよりわかりやすいのかなちゅ津波の方でも何か似たような図がありますのでそれを参考にいただけたらと思いますがいかがですか。
0:08:04	北海道電力の中瀬でございます。
0:08:06	今藤原さんがおっしゃったのは中国物の箇所を赤丸で示すとともにですねその構造物がどう走っているのかというのを
0:08:17	この図上に図示していただき、ぜひ
0:08:22	して欲しいということと理解いたしましたので図面の方、修正させていただきます。
0:08:27	90センチわかりました。ちょっと134ページをちょっと見た時に、ごめんなさいねこのコンクリート巻き立て補強と交換っていうふうに書いてある、こういったような抽出から多分、
0:08:39	除かれているものになっていてこの主循環水管とかいうのは、これどんな補強とかやっているのか。
0:08:49	ドッカーですかね
0:08:52	要は何かこれはあれですか、何かS sで、明らかに壊れないような補強を、
0:08:58	やってるのであればちょっとなんか、何らかの、
0:09:02	図なりでこうんし、多分補足レベルかもしれないけどそういうのちょっと追記をいただけたらと思いますが、いかがですか。
0:09:14	本店の
0:09:16	島田さん、今のご質疑にご回答いただけますでしょうか。
0:09:23	はい北海道電力島田です。衛藤循環線間につきましては、交換という位置付けでありまして補強を行っているといったものでは、
0:09:34	ないといったところが実態でございます。
0:09:42	他電力のアクセス図面をつけることが可能かという点に関してはいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:52	はい。北海道電力畠田です。循環水管の方の図面、
0:09:58	用意してですねつけるような形で対応していきたいというふうに思います。
0:10:03	はい規制庁じゃまずわかりました要は何が言いたいかっていうとSS、130ページ正式ノイジーな設計をする。うん。これは壊れないから、要は段差でないというのは理解しました。
0:10:16	補強します或いは
0:10:18	交換っていうふうに書いてあって、これが何で段差発生しないんですかS _s -D壊れないんですかというその根拠がごめんなさいわからなかったので、今のお話に繋がってますその示し方、
0:10:30	要は明らかに、要は、壊れてS、明らかに段差が発生しないっていう状況をまず示してくださいと。だからまず第一段階図を、
0:10:42	示して欲しい。で、その図をもって、もし何か出てきた図でもって何かちょっともし、本当によかったらそこはまた改めて、今後確認したいと思いますので、まずは、
0:10:52	何だろう、コンクリート巻き立て補強鋼管って書いてあるすべてのカンマすべてと限られてますよね。これをちょっとまず、図を見さしてもらえたらと思います。
0:11:04	いかがですかね。
0:11:08	北海道電力の河村ですコンクリート巻き立てしたものとあと交換に分類されるものに関する断面図なりをお示ししたいと思います。
0:11:19	ちょっと補足、この場でせ、ご説明さしていただきたいんですけども、交換を除外してるっていうのは、これも他サイトで実績あるものだったんですが、
0:11:29	一応当社としての考えを今ご説明させていただきますと、交換は菅が変形しても完全に内側のつぶつぶされたりですね、亀裂から交換に土砂が流入して、周辺地盤が大きく鞍部するっていうのは想定しがたいというふうに考えておりました、
0:11:45	そのためのアクセスルートへの影響はないと判断して、除外しているところでありますそういったところの考え方も含めて、資料化したいと思っております。以上です。
0:11:55	はい。規制庁氏原ですわかりました133とかにそういったのがもしあれば、よりわかりやすいかと言いました。以上です。はい。私は以上です。
0:12:06	規制庁秋本ですその他いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:10	よろしければ次の昆すいません。
0:12:16	規制庁の天田です。パワーポイントの27ページに出てくるCVケーブルトンネルなんですけれども、
0:12:25	ちょっと今までご説明あったかもしれませんが、
0:12:29	これは
0:12:33	33条で説明されている6.6kVルートの管路施設のことでしょうか。
0:12:51	北海道電力の中津です。
0:12:53	ございます。こちらはですね
0:12:55	275kVの開閉所から3号建屋に向かってきているケーブルを通すトンネルでございまして、33条で示しているものと同様でございます。
0:13:12	規制庁の濱田です。ちょっと今確認させていただいたのは1例として今他条文でいろいろ説明されてる最新の設備なり構造と、
0:13:25	こちらの相互に整合してるのかっていう観点でお聞きしたいんですけれども。
0:13:34	そういう意味では今20名、275kVの
0:13:39	ケーブル関連ということですけど、
0:13:43	33条の方で、その移動変圧器、
0:13:47	につなぐ6600Vのルートの管理施設については、今このまとめ資料には、34ページ。
0:13:56	入っていないということなのかちょっとその辺り最新のその相互の条文関連の整合性は、
0:14:04	ちゃんと社内で
0:14:08	何ですかね整合性をとって、作業されてるのかっていう辺りの状況をちょっと教えていただきたいんですけど。
0:14:15	北海道電力の中津でございます。今
0:14:19	33条関連で、66キロの後備変圧器のところでございますけれども、それを
0:14:27	泊3号の設置、
0:14:30	許可の申請の設備にするという方針で社内では検討しているということでアクセスルートの方にも共有してございまして、
0:14:40	その後発のところ今社内検討中でございますけれども、現時点では275キロの開閉所のところに抗議変圧器を設置し、そのケーブルをこの既存既設のCVケーブルトンネルを通して、
0:14:55	3号建屋に通すというふうに聞いておりますので、33条の検討状況もちゃんと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:03	確認した上でアクセスルートの資料
0:15:05	作成していきたいと考えてございます以上です。
0:15:10	規制庁の天田です。わかりました。今、134 ページの表題、
0:15:18	6-1、15 表には、ちょっとそこは今、現状入ってないということで理解しました。そうしますとちょっと同じ観点で、
0:15:27	まとめ資料の、別紙 10、別紙 9 ですかね別紙 9 の、
0:15:35	別紙 9 の、
0:15:37	9-9 ページの一番下に、
0:15:41	F と G の泊電源 1 号支線、これも今の、
0:15:46	移動変圧器関連、
0:15:48	鉄塔はエントリーされてるんですけども、
0:15:54	その移動変圧器自体がですね、
0:15:58	これあれでしょうか、その前のページの別紙 9-7 ページの下から二つ目の 81 番に展望台であります、
0:16:07	この辺り、設置されるのかなとちょっと見てたんですけど、
0:16:13	今の話ですその移動変圧器について網羅的に、
0:16:17	抽出が、
0:16:19	されてないようにも見えるんですけどそのあたりちょっと教えていただけますでしょうか。
0:16:43	北海道電力の中津でございます。
0:16:45	ちょっと誤解、
0:16:47	通りなんていう勝田で確認させていただきたいんですけども、もともと今、3 号炉のですね、66 k V への給電に関しましては、
0:16:59	3 号、
0:17:01	非常用変圧器という設備を用いて、給電する。
0:17:08	現時点ではそうなってございまして、別紙 9 で言いますと、ページは 9-11 ページでございますけれども、その、
0:17:18	A I の構造物が、これまでご説明していた構造物でございましたので、これまでの間、観点で言いますと一応
0:17:31	抽出してございましたけれども、今の 30 最新の 33 条の検討状況を、
0:17:38	しまして今後させていただきますと、この 3 号非常用変圧器を残すのか残せないのか、あとは藤泊線の鉄塔のところも位置が変わるのが変わらないのかとか、
0:17:52	そういったところもですねちゃんとちゃんと整合を図りたいと考えてございます以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:04	すいません規制庁の丸ですけど、別紙9-11の一番上のA I、3号炉非常用平圧機は、
0:18:14	参照図面です。第3-1図とあるんで、
0:18:21	別紙9-15ページでちょっと数字がつぶれて、
0:18:26	ちょっと識別が見にくいんですけども、
0:18:31	81番の展望台は、多分
0:18:35	ちょっとマスキング範囲なのであれですけど、
0:18:42	番号に相当するところだと思んですけど、
0:18:46	A Iは非常用変圧器というのは、ネーミングからすると多分、
0:18:51	今、今議論してる、さらなる
0:18:55	信頼性向上とは別のものだと思いますと。
0:18:59	ということなんでまず漏れ、漏れないように、
0:19:04	関連して動いてる条文の構造物については漏れなく抽出をしていただく必要があるということと、
0:19:12	あと33条のその規制上の位置付けの検討状況によってというお話ありましたけど今、今こちらのアクセスルートで議論してる周辺構造物というのは、
0:19:24	他条文で、規制対象になるかならないかにかかわらずそこに構造物がアクセスルートに影響する構造物があれば、それは抽出して、
0:19:36	影響を検討するという事なので、ちょっと
0:19:40	規制の上の位置付けを踏まえてっていうところはちょっと趣旨が違うんじゃないかなと思いますけれども、その辺り2点いかがでしょうか。
0:19:50	北海道電力の中瀬でございます。ちょっとネーミングがちょっとよろしくなかったかもしれませんけれどもA Iのですねちょっと図面もちょっと解像度が悪くて大変申しわけありません修正させていただきますけれども、
0:20:02	A Iというのが展望台の横にある。
0:20:05	ものでございまして、これ移動変圧器シャーのことを
0:20:10	さしてございますので
0:20:12	そういったところでございます。先ほどちょっと規制上の位置付けについてと私がさっき申し上げましたのは、神戸変圧器を3号の許可申請設備として作るのは
0:20:25	おそらく今後やっていくことと思うんですけども、今、残っているですね移動変圧器車の扱いを残しておくのか残しておかないのかこれは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:37	基準適合とは関係ないものだと思うんですけども、アクセスルートに対し影響があるのかなのかというところをですね、きちんと確認して、漏れなく反映させていただきたいという意味でございました。以上でございます。
0:20:52	規制庁の天野です。わかりました。ちょっと最後ですけど
0:20:58	他の条文でも
0:21:00	まとめ資料の確認でコメントさせていただいてますけど最終的には
0:21:07	一体の申請書として、同じ設備なり施設のよ、用語を統一した形で
0:21:15	それぞれの条文に対しての適合性を判断することになりますので、現状今各条文で用語がバラバラだと言う状況なので、まとめ資料も含めて、ちょっと改めて
0:21:29	用語統一していただきたいという話をさせていただいてますけど。
0:21:33	こちらの方でも対応よろしく願います。私から以上です。
0:21:40	北海道電力の中津でございます用語の統一につきましては承知いたしました。他条文。
0:21:46	と整合させるという観点で事務局とも調整しながら
0:21:51	用語の方は適正化図りたいと思います以上です。
0:21:56	規制庁脇山です。
0:21:57	すいません北海道電力本店河村ですけど発言よろしいでしょうか。どうぞ。
0:22:03	先ほど天野さんからご指摘あった本部 134 ページ、第 6-15 表に CV ケーブルトンネルが入っていないというコメントをいただいていたんですけども、
0:22:14	通し番号のですね、21 番のところに CV ケーブルトンネルを抽出しております、これは岩盤内構造ということで損壊対象外ということで考えているということで、
0:22:27	整理してございます。その補足でした。よろしく願いいたします。
0:22:35	規制庁の天野です。134 ページの 21 番の CV ケーブルトンネルは、見た上でコメントさせていただいたんですけど、入っていないように見えるというのは 33 条側で説明されている。
0:22:49	6.6kV ルートカッコ管理施設と、
0:22:53	ゆものでして、先ほど会議室で、
0:22:58	ちょっと漏れている。
0:23:00	と思われるという

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:02	ご回答ありましたので、それで網羅的に漏れのないように、入れてくださいという話をさせていただきました。以上です。
0:23:13	はい。北海道電力浦です承知いたしましたあの、ちょっとその他条文との整合性ですね 6.6kV の管理施設というのも、チームVケーブルトンネルが兼ねることになると。
0:23:24	聞いておりますのでそこがわかるような表現も、心がけたいと思います以上です。
0:23:32	規制庁秋本ですちょっと今のページで別紙 9-1、11 でちょっと確認したいところがあったんですけどすみません見ててですね。
0:23:42	3 番目の A 系の茶津入構トンネルなんですけど、ここは建設予定だよって書いてくれてはいて、バーバーなんですけどこれは築地ではないんですか。
0:23:56	許可段階では、示せないものみたいな位置付けですか。
0:24:02	北海道電力の中津でございます。こちら、
0:24:06	ちょっと許可段階で奥行きとか幅とか高さとかが確定するのかなのかちょっと確認した上で、ちょっと記載の方を確認させていただきます。
0:24:18	規制庁秋本です築地だったら築地っていうルールになっているはずだと思っているので、なんかそこは認識は一つにしておいていただければと思います。
0:24:34	電力の中津でございます築地なのであれば築地と記載すると、
0:24:40	許可段階で書けないのであればその旨をちゃんと書くということできちっと認識を統一したいと思います以上です。
0:24:49	規制庁秋本です。わかりました。その他、いかがでしょうか。
0:24:55	宮本ですけどいいですか。はい。お願いします。
0:24:57	さっき天野の方から指摘があったと思うんですけど、6.6 キロの部分について、おっしゃる通りこのパワーポイントの 27 ページの CV ケーブルのトンネルを使うんじゃなくて、
0:25:09	要はもうちょっと回り込むこのアクセスルートみたいなところの近くを通過して、3 号機に直接入る形での、それは今現状言われているその移動。
0:25:22	移動変圧器なり非常用変圧器のルートになってるんですけど、まず今の時点で書かれてないのがちょっと不思議で、今言われたように今後、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:33	適合性の判断としてその新しく今検討されているバックアップの変圧器をつけたラインが、このC v k e Vに7号のCVケーブル通っていきま すよっていうのであれば、
0:25:44	そこで直せばいいんですけど今の時点で、それが書かれてないのは何で したっけ。
0:26:11	規制庁脇本少々お待ちください。
0:26:32	北海道電力の中瀬でございます宮本さんからご指摘いただいた点、ちょ っと確認させていただいて次回回答させていただきます申し訳ございま せん。
0:26:45	はいよろしく申し上げます。私からは以上です。
0:26:49	すいません規制庁の浜です。ちょっと今のに関連してなんですけど、 今、
0:26:55	AとC、パワーポイントの27ページに書いてある、CVケーブルトン ネル、これこれは古閑古味じゃないので発言材料ですね。
0:27:06	3号炉のタービン建屋のちょっと、
0:27:09	脇から、
0:27:11	ずっとの上に行って、途中、2号炉、
0:27:16	31円盤のエリアを通過するということになってますけど、
0:27:21	先ほど来、33条で、こちらから整合性って言うてるのは9月6日の33 条の、
0:27:32	パワーポイント資料4の16ページなんですけど、これ見るとですね、 引き出し課長が3号炉の原子炉建屋の
0:27:43	脇から出ていてすぐ立ち上がるんですね。そうすると、今ここで示され てる地下構造物の場所等、
0:27:53	33条の16ページで言っている場所が違いますと。
0:27:59	で、今の段階っていうのはもう、まとめの段階なので、この段階で33 条で言っている地下構造物の場所等、
0:28:11	アクセスルートで言うてる場所が、
0:28:13	違うっていうのはですね。
0:28:15	ちょっとどうなんだっていうことなんですけどそのあたりも、まず事実 関係として今、
0:28:22	あれですか、6.6kVを、
0:28:26	既設のCVトンネルの中に入れるっておっしゃってますけど、
0:28:32	ちょっと33条で説明を受けている場所と違うんですけどそのあたりい かがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:42	北海道船津でございます。すいません、本店で
0:28:48	あれですかね
0:28:50	響けんべCVケーブルトンネルは
0:28:55	RBから出ている。
0:28:57	ではないかということをつけてもこれちょっと詳しい方いらっしゃいますか。
0:29:02	北海道電力の石川ですすみません、今ちょっとですね、この場にいませんので、今急ぎ並行して確認しますので、
0:29:10	間に合えば今日の議事の後半にでも回答させていただきたいと思えます。少しお待ちください。
0:29:18	はい。規制庁野間ですよろしく申し上げます。
0:29:21	宮本ですけどいいですか。
0:29:24	どうぞ。今、天野の方で言ったの、言ったやつで、多分、事業者の方でちょっと取り違えてあるかもしれないので、CVケーブルトンネルを使って、27号が来て、
0:29:38	タービン建屋の、要は機器、変圧器に入っていくっていうのは、今示されてるんだけど、6中66キロの方の33条で示されているものは、
0:29:50	別のラインを通過して原子炉建屋の脇に入っていくルートになっていて、その
0:29:57	そもそも、今、275と6、66キロの
0:30:03	送電ラインが別に構えられている現状がまずありますよと。
0:30:08	で、先ほど言ったように、CVトンネルを入れ、66キロCVトンネルに入れる今設計で進んでいるのであれば、それはそれでいいと思うんだけど、
0:30:17	66キロはじゃあ、そのままタービン建屋に入るラインに直すのか、原子、今、もともと示されているタービンって原子炉建屋に入るラインに、
0:30:28	印のままにするのであれば、CVトンネルが途中で分かれなきゃいけないので、そうすると、今話のつじつまが合わなくなるので、そこはよく確認してくださいということですけど、大丈夫でしょうか。
0:30:41	はい。北海道電力石川でございます。もともとおっしゃられたことなんですけども、そのCVケーブルトンネル、今、パワーポイントの27ページに示されている場所と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:53	33条側の資料で示している図、すなわち原子炉建屋の脇から入ってるような図になってるものと食い違ってるねと、その事実関係をまず確認しなさいということと受けとめましたけれども、よろしいでしょうか。
0:31:09	宮本ですけど、C、例えばね、C v トンネルの方は、27号は、タービン建屋にい行って多分問題ないと思います。
0:31:19	ここに書かれていない66キロが原子炉縦に入るようにもともとがなっていたので、今先ほど清説明された、66キロは今後27号と一緒にCVケーブルトンネルに入れますよっていう話になった後に、
0:31:35	じゃあ66キロはどこに繋がるのかっていうのがよくわからないってことになります。いいすかね。
0:31:44	はい。北海道電力の石川でございます。66kVが、結局、原子炉建屋側に繋がることになるのかどうかっていうことがわからないっていう、そういうことですかね。
0:31:56	そうですねはい。はい。はい。承知しましたちょっと急ぎ、確認いたしますすいません。
0:32:12	規制庁秋本ですそれではその他ありますでしょうか。
0:32:16	はい、では、よろしければ次の項目、説明をお願いします。
0:32:24	電力的那須でございます。続きまして、よくアクセスル。
0:32:28	このうち、仮復旧時間の評価についてご説明いたします。
0:32:37	49ページをお願いいたします。
0:32:44	地震時におけるアクセスルートの評価を実施した結果、
0:32:47	まだS _s が確定していませんので今後何かこれ以外にも、増える可能性は否定し切れませんが、現時点ではこの図面の通り、
0:32:58	ここの箇所について仮復旧が必要であるというものでございます。
0:33:03	周辺斜面の崩壊に伴う土砂の堆積によって通行可能性できない。
0:33:09	可能性がある区間につきましては、仮復旧を実施いたしまして、その作業に要する時間の評価を今後行います。
0:33:17	50ページをお願いいたします。
0:33:20	へえ。
0:33:21	この斜面につきの斜面の崩壊による土砂につきましては、ホイールローダーという重機を用いまして、土砂を道路脇に撤去することにより、
0:33:32	車両が通行可能な道路として仮復旧する方針でございます。
0:33:37	取引評価上、評価の条件でございますけれども、複利に要する作業時間は、文献や実証試験の結果により設定してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:49	こちらの泊のこういうものがございますんでちょっと説明の方は少し前にさせていただきたいんですけども、
0:33:57	当JUKIの作業員でございますけれども、待機場所である総合管理事務所からホールの保管場所まで、アクセスルートの状況も確認しながら向かうという、
0:34:10	ことにしております。こちらの図面の方ですけれどもまとめ資料にございますのでまとめ資料の方、別紙24-2をご覧ください。
0:34:29	日図面でございますけれども、
0:34:32	総合管理事務所に指揮要員が宿直してございまして、それぞれ緑のラインとピンクのラインに分かれて、アクセスルートの状況も確認しながら、
0:34:44	青色の保管場所に向かうということを方針でございますが場所としては、1号西側31メートルエリア、
0:34:55	に向かうとしてございます。
0:34:58	続きましてパワーポイントののご説明ですけれども、そこからホイローダーを操作して、操作いたしまして、土砂の場所まで向かうということになってございます。
0:35:11	重機の移動速度は11.6キロ%ということで李結城の第一側の速度でございます。
0:35:21	ホルダーによる土砂の
0:35:24	作業量というものが時間に非常に重要でございまして、値としましては53立米パーアワーと設定してございます。
0:35:34	こちらの根拠妥当性につきましてこちら別紙を使ってご説明させていただきます。
0:35:40	別紙21。
0:35:44	お願いいたします。
0:35:51	別紙21ということでこちら互れきも含んでるんですけども今回使うのは土砂の作業量時間というものでございます。
0:36:01	別紙21の3ページをお願いいたします。作業の算定結果というところでございますが、こちらの
0:36:11	文献を用いているんですけども、複数の文献の中から、最も保守的である文献を用いまして、
0:36:20	ホイールローダの作業量53立米というものを採用してございます。
0:36:29	続きましてこの53立米という
0:36:33	作業量の値が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:36	妥当なのかということにつきまして、実証試験も実施してございますこちら別紙 22 で、補足説明させていただきます。
0:36:45	別紙 22 の 4 ページをお願いいたします。
0:36:54	こちら実際に土砂を模擬いたしまして、この撤去に要する時間というもの複数の要因で、
0:37:04	検証いたしました。その結果を
0:37:07	4、24、2-4 のページ下のページに記載してございますけれども、
0:37:12	目標値が 53 立米に対し、作業能力は
0:37:19	103 立米以上ということで余裕のある
0:37:24	作業能力があるということを確認している状況でございます。
0:37:31	続きまして次のパラメーターといたしましては
0:37:36	実際の撤去する土砂の量が
0:37:40	設定しなければならないんですけどもこちらにつきましては 60、
0:37:44	3.3 立米と設定してございます。こちらの根拠につきましては、
0:37:49	別紙 23 で、
0:37:52	記載してございます別紙 23 をお願いいたします。
0:37:58	ページで、
0:38:01	言いますと、別紙 23 の 3 ページをご覧ください。
0:38:11	崩壊土砂により 3.5 できない区間この図面と言いますと、赤の範囲でハッチングしてるところでございます。ここの
0:38:21	度量を評価してございます。評価に当たりましては、ここの断面を、細かく 8 分割いたしました。
0:38:33	その断面 23-4 ページから 23-6 ページに記載してございます。
0:38:41	そして 23 の 7 ページをご覧ください。
0:38:46	度量でございますけれども、平均断面法というものをを用いて度量の算出を行ってございます。こちらはですね各断面の
0:38:55	何年間ですね例えば①と②でございましたら、各断面積がそれぞれあるんですけども、園田面積の平均。
0:39:04	面積というものを算出いたしまして、そこから度量というものを算出でございまして、
0:39:14	1 から 01 ですね檀藤。
0:39:19	土砂間の度量を評価いたしまして 63.3 立米と度量を評価してございます。
0:39:26	先ほど

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:28	設定した作業速度 53 立米でございますので、これで作業時間を採した結果、計算した結果は 71.7 分と。
0:39:39	数字が出ましたので、アクセスルートにおける土砂の撤去時間というものにつきましては切り上げて、80 分と設定している状況でございます。
0:39:52	パワーポイントの方も戻らせていただきます。51 ページをお願いいたします。
0:40:01	仮復旧費、時間の評価結果でございますけれども、こちらの 51 メーター厚エリアを起点としたルートにつきまして算出しました。
0:40:11	評価結果でございますけれども、下に表をつけてるんですけども、状況確認準備やルート判断、あと J U K I の井戸、あと先ほどご説明した土砂撤去、
0:40:23	等累積いたしまして、トータルで 145 分で仮復旧が可能という結果、結果でございます。
0:40:33	なお、51 メーターエリア以外を起点とするルートにつきましては、現状仮復旧なしで通行が可能というものでございます。
0:40:44	52 ページをお願いいたします。屋外作業の成立性でございます。
0:40:49	こちらの有効性評価における事故シーケンスにおきまして、時間評価を行う、屋外作業、制限時間が一番厳しい作業を抽出しておく方が成立するかどうかというのを評価してるものでございます。
0:41:02	衛藤。
0:41:05	泊ではこちらの S B O のシーケンスなんですけれども蒸気発生器の注水確保等燃料補給というものがクリティカルとなってございまして、
0:41:16	アクセスルート復旧は、先ほどの 145 分。
0:41:23	にさらに余裕を見て 2 時間 40 分と設定してございまして、
0:41:29	これを用いまして、屋外作業の復旧時間を考慮いたしましても有効性評価の間が設備の作業につきましては成立性があるということを確認してございます。
0:41:41	はい。私からの説明は以上でございます。
0:41:46	規制庁秋本です。
0:41:48	では質疑応答をしますが、
0:41:53	その 50 パワポの 51 ページで、
0:41:58	評価項目と所要時間書いてくれているんですが、ちょっと比較表を見ちゃった方が早いと思うので、
0:42:05	比較表の
0:42:08	102210 ページですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:12	6のタグの中の、
0:42:15	210ページを、
0:42:26	はい。
0:42:27	それで
0:42:30	ちょっと疑問だったのが、ルート確認判断っていうのが、40分ですと言っていて、
0:42:38	たまたまなんですけど女川も一緒に、
0:42:42	これっていうのは、
0:42:46	何ていうんでしょう、一応全部グルッと回って、
0:42:51	ルート確認をする実感っていう古藤なんですかね、人が歩いて見て回っていること。
0:43:01	ですからちょっとちょっとこの想定がちょっといまいち理解してないだけなんですけど。
0:43:07	フィールディング中津でございます。
0:43:11	こちらの40分と言っているのは人が
0:43:15	ぐるっと回って、アクセスルートの状況確認っていうことで
0:43:22	この資料で評価をしているんですけども実際に事故が起きたら、現場を見て
0:43:28	道路の状況を見ると、被害状況を確認してどちらのルートを選択しようかというものを判断するために回っているというものでございます。以上です。
0:43:40	規制庁秋本ですそれは1人でぐるっと回って、もう、40分あれば十分。
0:43:47	見て回れるっていう理解ですか。たまたま同じ数字だったので、ちゃんと検討されているかなっていうところだけなんですけれども。
0:44:02	あ、北海道電力池田です。別紙の24-2ページご覧ください。
0:44:12	これ、
0:44:13	今、とですね、状況確認する要員2人。
0:44:18	おりまして、緑のルートと、
0:44:23	赤いルートございまして、それをそれぞれ遵守するということを考えてます。これそれぞれ距離算出しておりまして、歩行速度ですね。はい。
0:44:35	4キロメートルパーアワーで、
0:44:38	除して、時間、
0:44:40	算出しておりまして大体。
0:44:43	同じくらいの時間で回れるということは確認しております
0:44:49	今、私4キロの補足で4キロと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:53	申しましたけれども、補足資料の4番をご覧ください。
0:45:07	はい。こちらで一応歩行速度の検証もしておりまして、防護具ですね、意識付けた状態で
0:45:16	発電所構内歩いてみてですね、4キロ以上の速度で歩けるということを確認してまして、こういったデータ使って、
0:45:25	巡視にかかる時間というものを算出しております。
0:45:28	以上です。
0:45:29	規制庁秋本ですご説明は理解できたので、
0:45:35	何、また見たときに、同じ疑問を思わないように、ここに米とか何か振って、
0:45:42	40分の
0:45:44	根拠みたいになって書くことができます。
0:45:51	補足とかがあるんだったらそれで教えてくれればいいんですけど、えーっとですね、北海道電力池田です補足の5番をご覧ください。
0:46:04	こちらですね仮復旧に係る各すみません補足5-2ページですね。
0:46:12	仮復旧に係る各項目の算出根拠とか保守性の根拠をこちらにまとめてございます。
0:46:20	今ご説明させていただいたルート確認と判断についても、4キロメートルですとか、
0:46:28	そういったものを記載は、一応こちらにしております。
0:46:31	以上です。
0:46:34	規制庁アキモトでそしたらあれですねここ2、前兆があったら、理解できるっていうことですかね補足5-2。
0:46:54	はい、土肥馬越北海道電力池田ですご指摘ございました通り、ルートの延長距離と、
0:47:01	そういったパラメーター追加させていただくと。
0:47:04	いうのとあとちょっと紐づきの部分、見にくい部分ございますので、
0:47:08	そこを得るように、資料を修正させていただきたいと思います。以上です。規制庁秋本です。理解いたしました。ちょっと工夫していただければと思いますというのと、
0:47:19	あと、200、比較表の210ページで、
0:47:25	ちょっと疑問だったのが、女川ってルート確認した後2判断して、
0:47:32	そのの、
0:47:34	人が移動するっていう位置付けにしているんですけど、
0:47:44	泊も一緒です。あれ、今、①から②っていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:51	どこでしたっけ、可搬場所、可搬の保管場所から、
0:47:56	のが10起動ですよ。人おって、ここって見込んでますか。
0:48:08	北海道0グループでございます。女川さんとの、ちょっと総医研なんですけれども、女川さんはですね
0:48:15	アクセスルート状況確認を行う要員と重機の復旧を行う要員が異なっておりますので、なので状況確認終わって、状況、どっちのルートを使うという判断した後に、
0:48:28	注記を操作する方が宿直場所から保管場所へ移動するというものがございまして、泊は的確にした人間が
0:48:41	復旧作業を行うということとそこから作業ができるということとあと日野移動につきましてもちゃんと時間の方を設定している状況でございます。
0:48:53	規制庁脇本です。この40分の中に、①までたどり着くものが入っているということなんです。
0:49:02	連絡でございますその認識で問題ございません。
0:49:06	規制庁アキモトでしたらそこもわかるように、補足5-2でも構わないので、そこまで見込んだ上でやっていると、別に、
0:49:16	をとっておりませんと、ちゃんと検討はしてますっていうことがわかるようにしておいていただければと思います。
0:49:23	努力中瀬承知いたしました記載工夫いたします。
0:49:27	規制庁、秋本ですあともう1点だけなんですけど、52ページ、あ、ごめんなさい、今度パ一報の52ページなんですけど、
0:49:36	これは確認だけなんですけど、
0:49:40	一応これ、
0:49:42	以外の操作っていうのは、
0:49:46	これの写し内数。
0:49:49	だよっていう理解でいいですね一番厳しい作業を抽出し、
0:49:55	だから、これ以外はこれ以下ですと。
0:49:58	そういう理解でいいですかね。
0:50:02	北海道電力の阿久津でございますその理解で問題ございません。例えば他の事故シーケンスで違う手順もあるんですけど、
0:50:10	例えば加圧破損とかで、燃取ピットの補給とかそういった、
0:50:15	手順もございましてけれども屋外作業の開始の時間が7時間後とかですね、かなり余裕があってアクセスルート復旧に影響を及ぼすものではないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:27	そういうところから今回、このクリティカルになるもののみ載せている状況でございます。以上です。
0:50:34	規制庁脇本ですわかりました。で、あとはこれでS Aはこれ成立、有効性評価は成立するというので、
0:50:44	あとはサブルートを、を使ったようなものっていうのは、S A上、有効性評価上は出てこないっていう理解でいいですかね。
0:50:54	該当電力なくすでございます
0:50:57	サブルートを使って有効性評価というものを特段考慮しておりません。以上です。
0:51:03	規制庁アキモトですわかりました。
0:51:07	はい、じゃあ、その他、
0:51:09	今のところでいかがですか。
0:51:12	はい、お願いします。
0:51:16	規制庁藤原です。パウポの50ページのやつについてはこれわあなんか、泊独特ということで今説明されたんですけどこれ、何か
0:51:28	多いとか、何かいろいろ、何か似たようなことをやってたような気もして、それと何か何か違う点とかいうのがもしあれば、説明いただけますか。
0:51:41	はい。北海道電力池田です。今ご指摘ございました通り、土砂撤去については先行プラントさんで実施しております。
0:51:50	参考にさせていただいたのは東海第2さん。
0:51:55	が直近のものになりますのであと柏崎さんですね参考にさせていただいてます。
0:52:00	相違点といたしましては大きなものはないのかなと認識しております。
0:52:08	ただ柏崎さんと東海第2さんは、ホイールローダー2台、
0:52:14	撤去しているところ、弊社は1台でやっているというのが、一つ、
0:52:21	あと、あれですね柏崎さんは、
0:52:26	すいません、泊の場合は道路面が見えるまで土砂撤去する想定でおりますが、
0:52:32	藤柏崎さんの方は土砂状に
0:52:37	道路を造るというような想定をしているというのが、二つ目の相違点。
0:52:42	あと三つ目の相違点としましては
0:52:46	度量の算出、
0:52:48	の仕方が若干異なっております、
0:52:53	柏崎さんと東海第2さんは、衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	単一の
0:52:58	断面積で復旧延長、
0:53:01	にわたって度を算出しておりますが、
0:53:05	衛藤。
0:53:07	泊の場合は、精緻に度を算出しようということで先ほど説明申し上げたような細かく、
0:53:15	断面を切って小さい区間ごとに、
0:53:20	度を算出すると。
0:53:21	いったところがそういう点かと。
0:53:24	考えております。以上です。
0:53:28	規制庁藤原です大体わかった時はちょっと度の
0:53:33	出し方についてだけ何か、ちょっと何か先行と違ってやや精緻という話がこれはあれ別紙 23 ですか、の藤さん。
0:53:43	に、といろいろ書いてあって、ごめんなさいこのやり方自体も、今、
0:53:48	頭に休憩以外の他の先行でも、ないようなやり方。
0:53:53	てことですかねこの
0:53:55	ちょっと多分二つあると思うんすね一つは、崩壊土砂の出し方の断面、
0:54:02	んな、横断面に対する土砂の出し方と、あとこの 23-3 ページのような細かく、要は、こういったやり方っていうのがあってその 2 点の件で先行踏査で何かありますか。
0:54:17	はい。北海道電力池田です。今断面と、あと細かく切る 2 点ということでしたけれども、断面の切り方については特段相違はないのかなと考えております。
0:54:31	相違があるのが、
0:54:33	細かく切っているというところが、
0:54:35	センコーにはないやり方になっているのかなと。
0:54:39	考えております以上です。
0:54:43	はい規制庁じゃすまは変わりましたと。
0:54:48	ちょっと私の認識だとなんか、前回の日、前回というか 1 回目のヒアリングの中で、大分保守的な、例えば別紙 23-4 のような、
0:54:57	何だろう崩壊土砂形状で、青三角で書いているやつちゅうのはこれは、
0:55:02	何か、大分保守的に三角を作ってるような印象があって、だから、
0:55:07	何かもうこの時点ですぐ保守的なんだけど、まず今回ちょっとそこ、区切ったと、まず一応そういうふうな要は何が言いたいかという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:18	何だろうこんな精緻な評価やっても本当にすんだけどどれを出るのってすごいあやしいんですけど、もうそもそも論としての青断面がすごい保守的にやってるから、あまりすなあ、影響がないようなやり方をやって、
0:55:31	てるのかどうかそこら辺がちょっとごめんなさい。あんまり説明がなかったんですって言い方ですかね。いや保守的、保守性の考え方っていうことです。同様の評価上、
0:55:41	はい。北海道電力池田です保守性については今コメントいただきました通りですね同僚、土の堆積形状の方で、
0:55:52	十分担保していると考えておりました、
0:55:58	そちらで十分担保できているのかなと考えている次第ですが、すいません、回答になってますでしょうか。すいません。
0:56:06	はい規制庁藤原です。その辺がちょっと何かあんまりよく資料じゃない、わからないなっていうところがあったんで、前回もちょっと言ったんですけど要は、
0:56:15	どういうふうな保守性を見込んでこの時間を出してるかっていうところは多分、いよいよ一番の、何か必要なところかなと思ったんですね要は、どんな形精緻になってもどうせ
0:56:26	本当かっていうふうな話になりますので、その辺はちょっともうちょっと何か、
0:56:30	保守性の考え方をちょっと、何か追記された方が良いように思いました。いかがですか。
0:56:36	北海道電力の阿久津でございます。ご指摘承知いたしました。比嘉議員を、
0:56:40	不確実性を想定して保守性を積んでいるという記載が現状の資料では読み取れないと、こちらも認識いたしましたのでその辺わかるように資料、修正したいと思えます以上です。
0:57:00	原子力社長の稲川です。パワポの50ページ、先ほどちょっと藤原が言ったところと同じなんですけど、そこでホイールローダーの移動速度、11.6キロこれ前進も更新も11.6キロ。
0:57:13	一側でこのスピードで回すというふうなことなんですけど、災害が起こった後の状況で、この11.6キロが常に出せるのかどうなのか、
0:57:26	550何メートル550メーター移動するんですけどそれだけで体制にはあまり影響はないかなとは思いますが、ここの11.6キロメーターの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:38	ちょっと考えて考え方っていうのがちょっと説明を詳しくお願いしたい。
0:57:44	と思ってます。以上です。はい。北海道電力池田です。今ご指摘いただいたのは、移動速度 11.6 キロの保守性がしっかり担保されているかと。
0:57:56	いったことなのかなと理解しました。
0:57:59	この 11.6 キロにつきましては、
0:58:03	まず事実としてはカタログカー側の速度を持ってきているものでございます。
0:58:09	想定としましては重機の移動区間、
0:58:14	2、等層厚に障害を及ぼす
0:58:18	事象が想定されていませので、3 足ですとか 4 足で
0:58:26	そこ可能かとは、
0:58:28	考えておりますけれども、一応保守的に、
0:58:32	一側の速度を採用したというのがまず一つです。
0:58:36	さらに、
0:58:38	利息の速度で移動時間を算出しているんですけれども、
0:58:43	すみませんまた補足資料の、
0:58:47	5 番を、
0:58:50	ご覧ください。
0:58:55	補足 5-2 ページをご覧ください。
0:59:00	ここの
0:59:02	中期移動の項がございまして、
0:59:06	こちらを見ていただきたいのですが移動時間一側で算出しますと、
0:59:12	2.9 分になってございます。
0:59:14	さらに固縛解除等の時間も含めて三分
0:59:18	ございまして、移動に要する時間 5.9 分と。
0:59:23	U 字管算出してございますが、先ほど、
0:59:26	ご指摘あった通りですね、道路状況の不確定性とかそういったものも考慮しまして、さらに余裕見て 10 分と。
0:59:35	設定しておりますので、保守性については、
0:59:40	十分担保できているかなと考えております。以上です。
0:59:44	原子力施設の平賀です。ちょっとその辺は理解できるんですが、そのカタログ値の一側の値が M A C C S で適用できるのかどうかその辺、ちょっとご説明いただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:12	はい。今ご指摘あった点ですね、一足で10.6キロ走れるのかといったことについては持ち帰りちょっと確認させていただきたいと思います。以上です。
1:00:23	ステージの平賀です。
1:00:26	体制にはあまり影響ないと思いますんで、ただ事実の確認をして、間違いのない
1:00:33	し値で私ども審査をしたいというふうな観点ですので対応をお願いします。以上です。はい。北海道電力池田です。ご指摘の件、承知しました。以上です。
1:00:49	規制庁秋本ですその他いかがでしょうか。
1:00:54	よろしければ、じゃあ、次の項目なんですけど、次って8時9が屋内。
1:01:06	屋内アクセスルート関係なんで8と9一緒の方がいいですよ。はい、じゃそれでお願いします。
1:01:15	北海道電力の山崎です。
1:01:17	屋内アクセスルート担当しておりますよろしくお願いいいたします。
1:01:22	とせ御説明なんですけれども今8と9っていうお話ありましたけども、11棟中にもう屋内アクセスルートの関係の話になってまして合わせてご説明したいと。
1:01:36	思います。よろしくお願いいいたします。
1:01:39	それでは右下53ページお願いします。
1:01:48	8ポツの屋内アクセスルートに係る設定方針ですけれども、
1:01:55	丸一つ目のところで地震津波その他自然現象による影響、人為事象による影響を考慮して操作場所までのアクセスルートを複数設定することと。
1:02:07	してございまして、屋内のアクセスルートと建屋の
1:02:11	中なんで、線減少だとか基本的に外壁で守られてますのでその地震の揺れだとかに対しての影響というのを評価してございまして、その評価内容と0。
1:02:23	三つ目、上から丸三つ目のポツで書いてございまして、アクセスルート近傍の油酸素等の機器に対して、地震時に稼ぎにならないこと。
1:02:33	あとは溢水自身の溢水に対して歩行可能な水深であること、あとはアクセスルート近傍の資機材の転倒の影響を受けないように固縛だとかを実施すると。
1:02:43	いったことを記載してございまして、女川、島根さんと同等の方針としてございまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:50	次のページをお願いいたします。
1:02:53	9 ポツの屋内のアクセスルートの評価で①としまして、地震時の影響評価ということで、現場ウォークダウンを行いまして、
1:03:04	資機材の転倒の評価を実施してございまして、アクセス性に与える影響がないことを確認してございます。
1:03:13	女川島根さんとそうしている部分がございまして、
1:03:18	評価結果の、丸二つ目ですけども、
1:03:22	万一というふうにあつて固縛だとか、やってる常設物仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があるか、通路幅がない場合であっても、
1:03:35	人力による排除または乗り越えが可能であるため、アクセス性に与える影響がないことを確認したと評価してございますけども、小野沢さん、嶋田さんですと通路幅を確保できるような、
1:03:47	評価結果となつてございまして人力の排除だとか乗り越えだとかは考慮せずに通れるような評価となつてございますけどもまともはそういったものを考慮して、
1:03:57	評価しているといったところがそういう点でございます。この考え方で柏崎と等々の、
1:04:04	内容となつてございまして、
1:04:06	乗り越え、
1:04:08	の試験だとか、実施。
1:04:11	してございます衛藤。
1:04:13	比較表でちょっと簡単に説明したいと思います。
1:04:17	別紙。
1:04:20	30 をお願いします。
1:04:32	別紙 32
1:04:35	A とした 6 ページ。
1:04:39	エーター
1:04:45	この人を翁長さん志村さん実施してなくて、柏崎刈羽がやつてるということで柏崎刈羽 67 号炉と 2 年比較して比較表を作成してございます。
1:04:56	資機材が転倒して乗り越える場合の時間影響つてのはここで評価してございまして、
1:05:04	次のページ、37 ページのところ実際に要因、複数に乗り越えをまじ自然乗り越え評価を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:14	実施してございます。100センチメートルの乗り越え高さで実際に乗り越えの検証を行いまして、泊案の②の男性。
1:05:26	とあと⑤の断層2回目のタイムで4.7秒というのが一番遅い。時間と、
1:05:31	なってございまして、
1:05:34	ここではですね有効性評価上、最も厳しい手順に対して一応、
1:05:39	評価を行ってございまして、
1:05:42	このページの、
1:05:45	3037 ページの一番上の段落、
1:05:48	中央制御室から中央機関室、これが有効性評価上最も厳しい、SBO時に30分以内で、主蒸気逃し弁を手で開放する。
1:06:00	手順になるんですけれども、その手順のアクセスルートに対しての評価を行ってございまして、
1:06:07	このルートで設置物を乗り越える箇所というのが2ヶ所、
1:06:11	ございまして、
1:06:14	乗り越え箇所一番、最大で4.7秒というのがございまして乗り越え箇所を2ヶ所なんで9.4億というふうに評価してございます。
1:06:23	その下の段落のところで、中央制御室から臭気乾湿まで、
1:06:29	この移動時間は通常の歩行で四分程度なので、乗り越え時間だとか、考慮しても、同時間にほとんど影響がないというふうに評価してございまして、
1:06:39	そういったものを確認して、乗り越え、
1:06:43	評価問題ないというふうに考えてございます。柏崎さんと同等の評価を実施してございます。
1:06:50	あと人力の排除の考え方については別紙15に記載してございますけども、
1:06:59	重量として20キロ、
1:07:01	を参照してまして、
1:07:06	その補足資料です。すいません。補足45。
1:07:18	中で記載して、
1:07:19	ございますけども
1:07:22	補足15の、
1:07:24	Aとした1ページ。
1:07:26	のところ、
1:07:27	第1表、それとこれ資機材の重量目安というところで、軽量物重量物を識別して、20キロ以下、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:37	であれば、この人力排除できるものとして、評価してございます。この20キロの考え方については、この※2として次のページ、15-2ページ。
1:07:49	記載してございますけども厚生労働省の
1:07:53	腰痛予防対策指針を参考に設定してございます。
1:08:01	そういったことも踏まえて、
1:08:03	乗り越えだとか、人力による排除というのも
1:08:07	評価上考慮して、アクセス性を評価してございます。
1:08:19	地震時の影響評価については、
1:08:22	以上になります。パフォ資料戻ります。
1:08:29	パパCが55ページ。
1:08:31	お願いいたします。
1:08:39	②地震随伴火災の影響評価でございます。
1:08:43	こちらはですねアクセスルート勤務の火災現場の抽出しまして耐震評価を実施し、耐震裕度がない機器については耐震補強を実施する。
1:08:55	ことで、そのアクセス性に与える影響がないことを確認してございます。
1:09:01	島根さんですと、
1:09:05	耐震評価を実施した結果まで載せてるんですけども、女川さんと同様に泊は
1:09:11	耐震評価を実施するという更新。
1:09:14	のところまでご説明して設工認段階で、
1:09:17	耐震評価結果載せることで考えてございます。
1:09:26	次のページお願いいたします右下56ページで、
1:09:31	都丸さんの地震による内部溢水の影響評価でございます。
1:09:38	地震時にタンク等から溢水して、
1:09:41	溢水に対してアクセスルートエリアの溢水水位を評価して、アクセス可能かというのを確認してございまして、評価結果としましては、原子炉補助建屋の管理区域の最終貯留区画以外のエリア、
1:09:56	というのは5センチだったり1センチ程度の水位というふうに、
1:09:59	考えてございましてアクセス可能というふうに評価してございまして、原子炉補助建屋の最終貯留区画につきましては、伊勢氏が、
1:10:10	暫定の評価で水深20センチメートル以上ということが個別に評価確認することで考えてございます。確認結果については第9条の内部溢水を踏まえて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:22	今後ご説明することで考えてございます。
1:10:25	センコーさんとの相違点としましては左下のフロー。
1:10:30	のところ、
1:10:31	※1として、
1:10:37	水の底可能な水位の判断基準を記載して、
1:10:41	ございますけども、女川さん島根さんですと、女川が20センチ、
1:10:48	島根さんが30センチというふうに水位を設定してるに対して泊はちょっと補正時に評価するような判断基準としてございまして、
1:10:57	※1のところ、他の
1:11:00	歩行困難水深を70センチメートル、水圧制度が開かなくなる。
1:11:06	水深を30センチメートルとする知見ということで国交省のガイドラインを参照しているんですけども、それを踏まえまして、この評価では、水深20センチメートル以下であれば、
1:11:17	通行可能と判断しまして、水深が20センチメートル以上でかつ、10センチメートル未満の場合は、扉の通行の必要性等、個別に確認した上で判断すると。
1:11:28	いうふうにしてございます。
1:11:31	具体的なルートなんですけれども、
1:11:35	A4のまとめ資料。
1:11:38	すいません、お願いします。
1:11:43	別紙の31。
1:11:50	別紙31の11ページ。
1:12:05	これ最終貯留区画のルート図に、
1:12:09	すいません原子炉補助建屋の最終貯留区画のルート図になってございまして、この扉を数行しないような形で、上の階から
1:12:18	現場の操作場所までアクセスできるような状況になっているということ、で止まりは
1:12:24	201021センチメートル以上で70センチメートル未満の場合は扉を通行するかどうかは別に、
1:12:32	確認した上で、アクセスを確認するというような評価方針を設定してございます。
1:12:37	そこが女川さん島根さんとの相違点となっております。
1:12:42	あと資料戻ります。
1:12:50	右下59ページ。
1:12:54	お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:03	11 ポツで審査会合における指摘事項に対する回答一覧。
1:13:08	ナンバー1 ということで、平成 25 年の 10 月に、
1:13:12	指摘いただいてまして、今回一部該当ということで考えてございます。具体的な内容につきましては次のページ 60 ページに記載してございまして、
1:13:23	指摘事項としましては、屋内アクセスルートの溢水影響について、改めて説明することと。
1:13:29	指摘いただいてございまして、回答としましては内部溢水の影響について水以外に、温度、線量についても評価を実施し、
1:13:39	屋内アクセスルートに影響を与えないことを確認したと、いうふうに回答を記載してございます。
1:13:47	(2) の線量影響、
1:13:49	のところですけども、
1:13:52	右側の方の線量率だとかあの数字となつてございまして、
1:13:57	9 条の内部溢水の評価が、
1:14:00	終わった段階で線量率評価してお示しすると。
1:14:04	いったところで考えてございます。
1:14:08	御説明については以上になります。
1:14:14	規制庁アキモトですそれでは質疑ですか。ええ。
1:14:22	先ほど説明のあった別紙の非架空の、
1:14:32	まずは別紙 32 ですかねえ、32 が店頭の件で、
1:14:42	これはちょっと気になる。
1:14:45	他のが何ですかね、
1:14:47	乗り越えは多分先行でもやってるから、
1:14:52	問題は、何て言うんすか。初めてじゃないよっていう意図だ。
1:14:58	であって、
1:14:59	何かあれなんですかね倒れるものが、
1:15:04	突起物だとか、そういうのもなく、
1:15:08	何ていうんでしょう、平面っていう理解でいいんですか、穴とか空いてなくてっていう理解でいいんですか。
1:15:17	北海道電力の山崎です。実際にその現場ウォークダウンして、倒れるかどうかってのは評価する時 2 本当に乗り越えられる形状なのかどうかっていうのも見た上で、
1:15:29	乗り越えられるかどうかっていうのを確認してございます。
1:15:40	規制庁アキモトですわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:43	じゃ、乗り越えられる形状であるかはもう見ているっていうことだということ、はい。
1:15:49	対しました。
1:15:51	あともう1個説明の後、
1:15:55	あれでしょ、補足15ですかね。はい。
1:15:58	補足15でした。
1:16:01	ウワー。
1:16:03	これは少しちょっと気になった点は
1:16:07	腰痛のって、
1:16:10	指針があってってという話で、これがあれなんですね男性に限っては一応あるんですけど、
1:16:19	女性はいらっしゃらないっていう理解でいいんですか。
1:16:25	該当電力の山崎です。江藤現場の作業ってのは基本的に男性を想定して評価してございます。
1:16:36	実効G、
1:16:41	北海道電力の藤田ですけども、
1:16:43	250mmの話がありますんで、女性は基本的には、重大事故等発生した場合には、
1:16:51	退避ということになりますので、はい。
1:16:55	規制庁秋本です理解しました男の人だったら20キロぐらい上げられますよねってというのは、はい。一般的感覚でもあるのかなと。
1:17:04	はい。
1:17:05	しました。
1:17:06	ですかこれ。
1:17:09	島根は2人でやって、
1:17:12	泊は1人にしている何か理由ってあるんですけど。北海道電力の山崎です。性作業の体制の相違がございまして、泊は基本的に1人作業。
1:17:24	島根さんが二名で、作業するという形で手順が組まれているというその体制の相違によって、人数が違うという状況でございます。
1:17:36	規制庁秋本へそれで前もちょっと話はしたんですけど、安全数確認だとかっていう観点で、
1:17:47	多分島根とか、先行って
1:17:51	作業関係って、現場の作業は二名でしてると思ってたんですけど、泊はまたあれですかね、また別途説明があるっていう理解でいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:04	北海道電力古谷でございます。秋本さんから、先日S Aのヒアリングの中で、1人作業についてご指摘をいただいておりますので、
1:18:14	技術的能力のですね1.0、或いは
1:18:19	有効性評価とかですね、先行と比較してセンコーさんでもその一部1人作業を行っているPWRの中ですけれども、
1:18:30	あたりしますのでその辺りを別途ご説明したいなというふうに考えてございます。以上です。
1:18:37	規制庁脇本です。ちょっと私は知らなかったのわかりました1名作業をやってる者があるってことですねはい、理解しました。またそのときに別途説明していただければと思います。
1:18:53	その他、
1:18:54	イ、ウは、いかがですか。すいませんもう1点だけなんすけど50、パワポの56ページで、
1:19:03	内部溢水のところで泊は、判断基準のところを少し書いてますっていう話だったんですけどこれ自体は、島根、女川っていう、
1:19:16	なんすかねもっと先行Pでもないっていう感じ。
1:19:22	北海道電力の山崎ですこの判断基準というのが柏崎以降の審査で、明確になった部分で、Pで具体的な数値ってのは出てきてない状況では、
1:19:34	ございますけども、溢水のその歩く速度の検証だとか、その大井さんで実施してまして、その中の知見としてその70センチメートル、例えば歩行速度が0になるだとか、
1:19:47	そういった表現を、まとめ資料上記載がございまして。そういった部分。
1:19:53	程度しかフィードとないという状況となっております。
1:19:58	規制庁脇本です。じゃああれですか歩行困難水深を70センチっていうのは別に何か文献とかがあるわけではないっていうことですか。
1:20:08	衛藤。
1:20:09	国交省のですね地下空間における推進対策ガイドラインというものがございまして、その中に歩行困難水深という
1:20:20	項目がございまして伊勢湾台風の何か避難した時のアンケートだとかから大人で70センチメートル以下であれば避難可能な水深であるだとかそういった試験が、
1:20:31	ございますのでそこは飯尾でございます。
1:20:35	規制庁秋本です。わかりました。この子メーター片括弧1っていうのは、70センチの方にもかかるってことなんですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:46	北海道電力の山崎です。70 と 30 両方にかけて、(1)、記載してごさいます。
1:20:53	規制庁秋本です。そしたら、あとは、水深が 21 センチ以上になるって いうことなんですけど、今出ている数字とかで、一番マックスって幾つ なんですか。
1:21:06	北海道電力の山崎です。今MAXで出ている数字から原子炉補助建屋の 最終貯留区画で 21 センチという数字が今出てごさいます。
1:21:17	でスロッシング量は多分増えるというふうに考えてごさいます。FSピ ットのスロッシング量だとか、増えてくると思っごさいますので 21 は確実に超えるというふうに考えてごさいます。
1:21:29	規制庁秋本です。ただ、じゃあ 70 センチはこういうものはないよって いうぐらいな感じですかね。
1:21:36	北海道電力の山崎です。現時点で 70%超えるものはないというふうに考 えてごさいます。以上です。
1:21:46	規制庁沖野です。わかりました。それではその他質問コメントあります でしょうか。
1:21:57	すいません規制庁の天田ですけど、ちょっと策、前回、ちょっと席を外 したところもあつてすでに、
1:22:06	議論されて整理されているんであればちょっと教えていただきたいんで すけれども。
1:22:11	今回のまず説明の位置付け、
1:22:16	についてちょっと確認させていただきたいんですけど。
1:22:20	1 ページから 3 ページにかけて目次で、
1:22:25	藤筒井の青、青井長谷が築地で、
1:22:30	赤い破線が他の審査状況がいてと、一部築地がある。
1:22:36	中出衛藤本件
1:22:38	これまでの耐震とか耐津波設計方針と違って、
1:22:44	プラント側としては、
1:22:47	の審査会合案件として、今回、
1:22:50	初めてのケースかなとちょっと思ってますと。
1:22:54	プラント関係の審査会合案件については、
1:22:59	衛藤。
1:23:00	残された審査上の論点の、作業方針、さ作業。
1:23:07	状況ではですね、一応

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:11	地震とか津波審査側のプラントが新審査への反映事項だとか自主的な設計変更事項だとか、
1:23:20	或いは他社の審査知見の反映。
1:23:25	とか、そういうことで、
1:23:27	一応、プラント側の審査項目がアクセスルートとか、
1:23:32	溢水とかいろいろ挙げられてるんですけど、
1:23:36	今回、
1:23:38	築地がある中で、
1:23:41	説明の位置付けを、
1:23:44	ちょっと教えていただきたくてですね。
1:23:47	中には例えば3ページに補足説明資料として
1:23:54	平成25年10月29日からの主要な変更点。
1:23:59	と、
1:24:00	有井。
1:24:01	あとは59ページで
1:24:05	コメント回答一部回答で、
1:24:10	積み残しをいつ、
1:24:12	説明するかというのちょっと書いてなかったり、
1:24:17	ちょっと何を目的に、どの範囲について、どこまで説明して、今後、何が残ってどう説明するのかっていうのが、
1:24:28	ちょっとよくわからない資料になってるんですけど、まずこの辺り、ご説明をお願いしたいんですけど。
1:24:37	北海道電力の藤田でございます。確かにご指摘の通りですね、ほぼ、
1:24:42	金さん、一昨日も実は同じようなご指摘をいただいておりますけれども、
1:24:50	全体をまずお示しするっていうことばかりに注力してですねどこを説明させていただきたいのかというのははっきりしてなかったと考えてございます。
1:24:59	ちょっとその辺はですね2回目のヒアリングに向けてですね、一旦整理させていただきまして、2回目のヘディングではその辺わかるようにお示しさせていただけたらなと思っております。以上でございます。
1:25:13	規制庁の天田です。わかりました。それで、
1:25:17	この資料、散発的に出てくるところを見ると、
1:25:24	3ページの目次で補足説明資料を改めて整理していただければいいんですけど、補足すると、まず補足説明資料として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:37	補足説明資料1というのがある
1:25:40	25年10月29日に保管場所アクセスルートを説明している。
1:25:46	だけれども、
1:25:48	そこからの主要な変更点についてありますと。
1:25:52	ということで61ページがあるんですけども、
1:25:55	61ページを見ると、
1:25:59	保管場所で、
1:26:02	4項目ポツがあったり屋外アクセスルート、
1:26:06	の設定で5項目ポツがあったりして、図面が62ページについてますと3連表で、
1:26:15	2ページしかないんですけど、
1:26:18	そもそも目次構成として、
1:26:22	本文の1ポツから12ポツに対して、
1:26:27	舗装、補足説明という、1グレードを下けている。
1:26:31	ですけれども、
1:26:33	この主要な変更点というのが、例えば先ほど、
1:26:37	作業方針で述べ、
1:26:40	述べられている。
1:26:42	ハザード2、
1:26:44	からの
1:26:46	影響変更として、
1:26:49	変更があるから説明するのか。
1:26:52	それとも実績の設計変更があるから説明するのか。
1:26:56	それがなぜ補足なのか。
1:26:59	とかですね、あとはこの62ページの図を見ると、
1:27:04	これそもそも、
1:27:05	ちょっと小さすぎてよく見えませんと。
1:27:10	前回は
1:27:12	一番左の
1:27:14	平成25年10月ということでこれ10月29日の
1:27:19	介護の資料1-1だと思うんですけど、
1:27:25	真ん中ですね29年3月っていうのは、これ、どういう位置付けなんでしょうかと。
1:27:31	か介護で説明して、何か、
1:27:35	この中途段階の説明が要るのか要らないのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:39	これはどういう位置付けの説明になるのかとかですね。
1:27:44	あとは 61 ページの保管場所の設定の 1 ポツに書いてある。
1:27:50	この森林火災の影響を考慮し、ということで 61 メートル。
1:27:54	車庫エリアは保管場所として使用しないこととして御説明があるんですけど、
1:27:59	62 ページの一番左の図を見ても、
1:28:04	6046 メートル車庫エリアっていうのが、
1:28:08	ちょっと見当たらないと。
1:28:10	で、
1:28:11	平成 25 年 10 月 29 日の資料 1-1 を、
1:28:16	今確認してますけど、
1:28:20	こちらの保管場所のページにもちょっと出てこなくて、
1:28:24	こういったところは要は、
1:28:26	前回の 25 年の審査会合で説明した場所から、
1:28:32	自主的な変更なのかわかりませんがその変更した。
1:28:36	その変更内容について審査会合で説明したいということであれば、
1:28:41	それは図、図面で、
1:28:43	変更前後で、
1:28:45	何かわからないといけないような気もするんですけどそのあたりの説明が、図として示されているのかとかですね。
1:28:53	ちょっと
1:28:56	藤原からも同じ話、昨日同じ話があったかもしれませんが前回、
1:29:01	ちょっと全体全体像を示すんですけど、
1:29:08	その中で、
1:29:11	ちょっと
1:29:13	ポイントが絞りきれない気がしますという、
1:29:17	ちょっと補足をさせていただきます。
1:29:23	北海道電力の藤田でございます。ご指摘の件ですね。確かに改めて見ますと、ご指摘の通りかなと思いますし、我々としてやっぱり審査会合で、
1:29:35	お示しした資料は、一度すべて段階を踏んでお見せしなければという思いもありまして、このような資料になってたんですけども、
1:29:43	先ほど申し上げましたけども改めて整理させていただいて、別途、セットといいますか、2 回目のヒアリングで、きちんと回答させていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:56	以上です。はい。規制庁の天野です。説明の仕方はいろいろあると思うんですけど
1:30:03	どういう観点で何を説明っていうのが、ちょっと資料を見ただけだと、
1:30:09	わからなくて、つまり、
1:30:13	平成25年10月29日からの変更点は、
1:30:17	あくまで補足なんだと。
1:30:20	で、今回は、
1:30:21	ハザード側がまだ或いは他条文が検討中の中で、今全体像として、
1:30:28	まとめられるところをまとめたんだっていう、いうんですけど。
1:30:32	残された審査上の論点の、
1:30:36	自主的な変更とか、
1:30:39	そういう部分については、いつどの段階で、
1:30:42	どう説明するんですかと。
1:30:44	それはどういう内容なんですかと。
1:30:46	というのがちょっと、例えばわからないとかですね。
1:30:50	あとは、コメント回答。
1:30:53	がちょっとついてますけど、
1:30:56	そういう状況で、
1:30:58	あるにもかかわらず、
1:31:00	59ページで、
1:31:03	なぜ今この段階で、この回答が、例えば、
1:31:08	返せるんですか。
1:31:10	これは
1:31:12	残りの、
1:31:13	一部該当とありますけど残りの回答については、どの段階になったら、
1:31:19	どう返せるんですかっていうのがちょっとわからなくてですね、それから取ってつけたような
1:31:24	コメント回答になってて、
1:31:27	これはどういう位置付けなんだろうかっていうのがちょっとよくわからないんですけど。
1:31:33	北海道電力の中瀬でございます。
1:31:35	いろいろご指摘いただいたと思うんですけども、まず今回ですねアクセスルートの審査をまず
1:31:43	なぜしたいのかというところと何を審査いただきたいのかというところなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:49	まずアクセスルートで大きく影響を受けたのが防潮での位置が変わりましたというところがまずはかなり大きいところでございます。防潮での審査の中でですね、
1:32:03	包丁での配置が変わったとしても、アクセスルートが確保可能。
1:32:09	な見込みですっていう検討状況をですね、一旦審査会合の場でもお伝えしたと思うんですけどもアクセスルートの審査という観点では
1:32:21	現時点では平成 25 年 10 月の時点から審査会合をしておりませんので、傍聴てのは一井を踏まえたとしても問題ないって言いますかこういった設定方針なんですということはどうですか、
1:32:35	早期に審査会合の場で説明する必要があると考えてございます。それがまずは審査いただきたい 1 点目でございます。あともう 1 点大事な項目といたしましては、
1:32:48	審査の効率化というのはアクセスルートの中で重要と考えてございまして、S s が決まってから評価をして、北電の評価はこうですと説明してですね、よくあるのがこれだと全然解析の前提条件も違うよとかですね。
1:33:03	そういった観点で改正期間が長引いて、クリティカルパス伸びクリティカルパスというか質問、アクセスルートの審査の
1:33:11	期間が延びて、仮に耐津波のクリティカルパスを超えるようなことがあってはならないと考えてございまして、そういった観点で S s が決まる前にですね
1:33:24	大きく解析期間がかかるものにつきましては、事前に解析条件の方をですねご説明して、審査いただきたいというのが今回の趣旨のもう、もう一つのところでございますので、
1:33:37	そういった観点に資する資料に焦点を絞ってですねこの資料をつくり直ささせていただきたいなど。
1:33:44	というのが 2 点目でございます。あと、この補足資料にも示してございましてけれどもかなりか平成 25 年からですねアクセスルート保管場所変わってございますので、
1:33:56	29 年の時はそのちょうど審査会合
1:34:01	をせずに終わってしまったというところで、なかなか 25 年から比べるとかなり変遷が大きいところではございますけれども、
1:34:11	そういった自主的な変更も含めてこういった変更がありますというところは、補足的に説明させていただきたいというのが趣旨でございます以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:23	規制庁の浜野です。今のご説明は非常に趣旨がわかりやすかったですけどその趣旨は、どこかに書いてあるのでしょうか。
1:34:34	はい。その趣旨をですね書いていない各で
1:34:39	この資料をただ出してしまっただけというところで皆様にもちょっと混乱を与えてしまったというのが実態かと思えます。以上です。
1:34:48	規制庁の天野ですわかりましたえとと、おそらく今回アクセスルートの方、ご担当の方、
1:34:57	が聞くと初めて聞かれるような話かもしれませんが実は同じようなことがですね、
1:35:07	四条の耐震設計方針とか、五条の耐津波設計方針でこれ繰り返し我々がちょっと申し上げていることで、
1:35:16	北海道電力として、
1:35:19	一式まとめ資料とかパワポを示したんだけど、それが1回、今の段階で土工審査、
1:35:29	議論したくて、それは何のためなのかと、衛藤ほかの部分はどうするかというのですね、ちょっと整理していただかないと、この大部の資料、
1:35:40	我々におっしゃられても、一体どういう観点で、いずれまた辻が来て全体を見るのか、それとも、こっからここはもう動かないから確定して、見る必要があるのかとかっていうのは、全然わからないので整理してくださいっていうこれ毎回他の
1:35:57	項目で申し上げているのでこれ、どちらかという事務局の方になると思うんですけど、ちょっとそ、そういう観点で効率的な審査に、
1:36:06	なっているのかという、ちょっとこの繰り返しのやりとりが続いてるんですけどその辺りいかがでしょうか。全体を見ていただいてる。
1:36:16	片岡さんお答えいただきたいんですけど。
1:36:19	はい。北海道電力の石川で。
1:36:21	ございますご指摘、承知いたしました繰り返し繰り返しですね、
1:36:26	今回の審査、審議いただく目的がはっきりしないような、資料を出してしまってるということを大変申し訳なく思います。前回は
1:36:37	これ、耐津波設計のところですかね、こう言われておまして、社内でも、も問題、課題についてはですね共有を図ったところであります。今回の資料でやってなくて大変申し訳なかったんですけども、
1:36:48	これから、同じようなことを繰り返さないようにですね、しっかり対応していきたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:54	よろしくお願いたします。
1:36:58	規制庁の天田です。
1:37:03	対耐震設計、耐津波設計方針と、さらに違って先ほど申し上げたのは、
1:37:10	そういう意味では耐震、耐津波設計方針は今まで、何て言うんすかね。
1:37:16	一通りの説明がされていない中で、ハザードが固まる前でも、
1:37:23	事業者が準備ができて効率的に審査が進められるものがあれば、
1:37:28	対象論点を明確にさせていただいた上で、その論点が先行プラントとの差異として、どのような審査上の論点があるのかっていうのを、
1:37:39	明らかにして議論することが効率的な審査になるとそういうことなんですけど。
1:37:44	こちらの場合は、
1:37:46	御社の作業方針では、
1:37:49	自主変更とか、ハザード側の羽根とかそういう、そういうところを、
1:37:55	介護で説明すると言ってることとの関係で、
1:37:58	ちょっと
1:38:01	アクセスルート全体の説明工程の中で、このタイミングで説明していただくことが、
1:38:09	効率的に死ぬのかってさっき防潮底が大きくあったとか、この段階でS Aにはねはねないように、あらかじめ
1:38:18	ちょっと議論したいとかっていうのは、それは後、
1:38:22	非常に効率的に進むご最もな、
1:38:25	説明だと思うので、
1:38:28	であれば全体のアクセスルートの方の説明の組み立て方の中での今回の説明の位置付けというのをちょっとよくよく考えていただきたいということで、
1:38:38	ちょっとプラント側の審査会5項目については、
1:38:42	作業方針、
1:38:44	頭を下げ、との関係もとかあと作業スケジュールとの関係も踏まえて、
1:38:50	ちょっと組み立てをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。
1:38:55	はい。北海道電力の石川でございます。
1:38:59	作業方針作業スケジュールル一出た、書いたことと整合するような形でですね工程の汲み組み立てをしていきたいというふうに考えます。今回につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:10	説明のタイミングとしては決して早すぎるということもないかなというふうに思ったんですけども、その辺のことがですね十分書類上を明示的に、
1:39:20	きちっと説明してできてなかったなというふうに反省してございます。
1:39:25	今後しっかり対応して参ります。よろしくお願いいたします。
1:39:30	規制庁の天野です。よろしくお願いいたします。その観点、その観点で今回、奥屋内アクセスルートも、
1:39:38	入ってるんですけど、このあたりはあれですか。
1:39:45	現地確認では一部まだタービン建屋を通るルートを変更するんだけど、まだ
1:39:54	決まり決まりきってなくて検討中ですよというふうなご説明があったんですけど、
1:40:01	衛藤。
1:40:02	これを、
1:40:04	早めに議論したい項目の一つになるのかとかですね検討中は
1:40:12	統一、松井字になると思うんですけどいつ確定して説明するのか、その辺りも含めて、ちょっと
1:40:19	今回のメニューに入るのか、
1:40:22	増えるんだったら全体の中でどういう位置付けになるのかっていうのは、
1:40:26	ちょっと整理して示していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
1:40:34	電力の中瀬でございます。現地調査でご確認いただいたPAR3号タービン、
1:40:39	のルート変更でございますけれども、こちらは4点と、させないためにですねルート変更したいというのがこちらの意図でございます。
1:40:49	まだちょっと現時点で確定確定といいますか詰め切れていない部分があって今現時点では数字となっている。
1:40:56	状況でございますけれども、状況としてはそんなところで時期といたしましては
1:41:02	確定的なものは言えないんですけども年内をめどに
1:41:08	ルートを設定させていただきたいというのがこちらの所、進捗状況でございます。
1:41:16	規制庁の浜名です。わかりました。むしろ、論点化しないために

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:22	ルートを変えて、タイミングについてはもうちょっと後になるっていうことであれば、
1:41:27	これがプラント側のちょっと
1:41:32	耐津波設計方針と違うところなんですけど、
1:41:36	そうするとあれですか自主的な。
1:41:39	25年10月29日に説明された内容からの実質的な。
1:41:44	変更というような、
1:41:46	形に、
1:41:48	なるように聞こえますけれども、
1:41:51	会合で一度一度説明されてる内容について、
1:41:56	自主的に変更したから、こう変えます。
1:42:00	それが基準適合に係る内容について公開ますっていうことであれば、
1:42:04	それは会合で説明をする必要があるっていう認識を持たれたからこそ作業方針にそう書いてあると思うんですけど。
1:42:14	それを今回説明してるつもりであれば、
1:42:19	衛藤。
1:42:21	その変更前後がどう、どうなったのか、さっきの46メートルでしたっけ保管場所がちょっと見えないのと同じように、
1:42:28	ちょっとその辺留意していただいて、タイミングとしてはもうちょっと後になるっていうことだと思いますけど。
1:42:36	ちょっと我々そういう視点で、
1:42:39	今回の説明はどういう位置付けになるのかちょっと、見てますので、ちょっとその辺り資料の位置付けがわかるように、よろしく願います。以上です。
1:42:51	回動電力の中瀬でございます。
1:42:54	ご指摘承知いたしました
1:42:56	平成25年の審査会合から、何が変わったのかっていうのが、
1:43:02	位置付けがわかるようにということでその観点がちょっと、ちょっと出ますが不足していることをこちらでも認識。
1:43:08	いたしました。なのでその観点をに留意しながら
1:43:13	この時説明は何なのかというところを位置付けを明確にして、資料作成させていただきます以上でございます。
1:43:25	規制庁秋本ですその他、今、よろしいですか。
1:43:29	あとのこりーは、
1:43:32	最後ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:37	はい。北海道電力の古谷でございます残り 10 ポツの当発電所構外からの要員の参集についてご説明させていただきます。
1:43:47	パワーポイント資料の 57 ページをお願いいたします。
1:43:54	はい。非常召集の概要としまして
1:43:58	他社と違う泊の特徴を中心に説明したいなと思います。
1:44:03	夜間休日の非常召集について上から 2 ポツ目のところで発電所周辺地域で震度 5 弱以上の地震、
1:44:13	それから発電所の前面海域で大津波警報が発表された場合に
1:44:18	自主的に参集するような社内規定になってございます。
1:44:23	集合場所については共和町宮岡地区の集合場所は榎並損橋梁としてございまして右下の、
1:44:31	図でいきますと、左上の方に赤丸で発電所を示してございましてその横あたりに、
1:44:40	吹き出しで共和町宮岡地区集合場所と書いておりましてここが発電所から約 2.5 キロメートル圏内のところに集合場所を確保しております。
1:44:52	左下の居住地別の要員数について表で主まとめてございますけれども、
1:45:00	泊の特徴としては共和町宮岡地区のところに、居住者衛藤社員の 355 人、約 7 割の
1:45:09	要員がございまして。ここに大多数がいるということが特徴でございます。
1:45:15	それから右側の表、同じ表の右側に、12.5 キロ圏内と書いておりますけれども、この宮岡地区以外の、衛藤周辺の岩内町、それから、
1:45:27	図でいきますと左上の方に泊村の多機能両丹滝野間地区がありましてこのところにも、約 28%の要因がございまして。
1:45:39	次、次の 58 ページをお願いいたします。
1:45:44	衛藤参集要員の確保について書いてございます。泊としては特徴的なのは有効性評価で江藤代替非常用発電機の
1:45:54	普及活動に必要な要員、これが二名必要でして、有効性評価上も 3 時間以内に参集要員として確保する必要がございまして。
1:46:04	時間、
1:46:06	当方移動を想定した場合であっても確実に参集可能となるようにこの 2.5 キロ圏内の近くの共和町宮岡地区に拘束することで考えてございます。
1:46:17	二つ目の丸のところでもう一つ、その他ですね事象発生後の 12 時間以内に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:23	要員を27名確保しまして本部の体制強化を図ることで考えてございます。
1:46:29	その下の二つ目のところに、年末年始ゴールデンウィーク等の大型連休の要因調査をしてございまして、
1:46:40	10時間以内に参集可能な災害対策要員、百名以上を確保できるというふうに、要員調査で確認してございまして、
1:46:50	27名に対して十分確保できるというふうに考えてございます。
1:46:54	要因調査要員参照調査にするについてはその下に書いてございまして、一番下の3マル目のところに、要因調査については4回実施してございまして後程、
1:47:07	まとめ資料の方でご説明したいなというふうに思います。
1:47:12	富岡
1:47:14	下のところに要員参集の検証ルートというふうに書いてございますけれども、大和門扉を経由した
1:47:24	宮岡の待機場所、集合場所から緊対所までの移動ルートを書いてございます。ここを徒歩で通っても3時間以内に参集できることを左側の表に、
1:47:37	検証結果を載せてございまして、衛藤、1月の夜間、天候が雪の状態、三種を検証しまして1時間14分ということで、
1:47:49	あと3時間に対して十分余裕があることを検証で確認してございます。
1:47:55	少し比較表の方でご説明したいなと思ってございまして、補足の10番の比較表の
1:48:04	8ページ。
1:48:07	をお願いいたします。
1:48:13	はい。補足10-8ページの一番上のところに4ポツが書いてございまして、郊外からの要員の参集ルートの概要を書いてございます。
1:48:24	と上から2行目ぐらいで赤い文字で書いておりますけれども、
1:48:28	衛藤。
1:48:30	す集合場所までのルートとしましては比較的な平坦な土地で土砂災害の影響が少なく、
1:48:37	地震による橋の崩落とか津波による参集ルートの浸水が考えられましてこの辺りは、島根さん等地形的にす。
1:48:48	近い子近いので、
1:48:53	資料としては島根さんをベースに記載、作成してございます。
1:48:59	次補足10-11ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:07	11 ページの 5 ポツに発電所構内の参集ルートについて整理してごさいますけれども一番下の青文字でなお書きで書いているところを
1:49:20	他社さんには書いてないことを追記してごさいます。
1:49:25	外部、この参集ルートについては外部からの支援を受けるためのルートとしても使用するということなのか書きまして、
1:49:34	衛藤。
1:49:35	傍聴での審査の方、資料でも記載している内容ですけれども、ちゃんと門扉ルート、
1:49:43	津波発生人使用不可だった場合に、外山土門日を部会ルートとして確保して、
1:49:50	同外部からのアクセス性を確保するための道路拡幅が必要に応じてですね、道路拡幅、整地等を行うことをここに記載してごさいます。
1:50:01	次、27 ページをお願いいたします。
1:50:13	補足 10-27 ページの一番下のところに青文字で書いてごさいますけれども、要員参集の調査結果 4 回分をここに記載してごさいまして、
1:50:26	百名以上確保できるというふうに記載してごさいましたけれども、登載殊 2021 年の 12 月の年末年始の調査で 106 名ということでこれが一番
1:50:40	少ない結果でしたけれども百名以上確保できるのかなというふうに考えてごさいます。ですので 27 名に対して、百名ということで、十分確保できるかなというふうに考えてごさいます。
1:50:55	次が、
1:51:01	補足 10-35 ページをお願いいたします。
1:51:10	外山と門扉の通るルートについて要員参集について少し整理させていただいております。
1:51:19	図を載せていることとあと要所要所の絵と写真を載せたりしてごさいます。
1:51:30	以前からご指摘いただいております大和文 P のルートの運用についてですね、次ページの 36 ページの方に整理してごさいます。
1:51:43	上から 4 ポツ目になりますと、
1:51:47	大和文 B ルートの入口のところに、通常使わないルートとして関係地方公共団体の方で遅延をつけておりまして、
1:51:57	この辺りは鍵を当社が対応するとさせていただいて他、当社社員の方で解除して通行するという運用をしてごさいます。
1:52:07	それから北海道という地域もありまして一番そのところに、外山と門扉ルートの除雪についてですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:16	10センチメートルを超えるような予想、積もれば助成するという運用で、参集ルートをいつでも使える運用としてございます。
1:52:27	また先日の
1:52:30	傍聴庭の方の審査の方で、道路の拡幅とかですね、整地等を行う場合の道路管理者、またはその他の地権者、
1:52:42	そういう運用がきちんとなされているのかというご指摘をいただいております。
1:52:47	このルートについてはですね今日、入江共和町、それから泊村、あと当社の江藤、
1:52:55	敷地を通りますので、管理しているものなのか、道路管理者としては今日町と泊村で、当社の敷地です。
1:53:04	道路拡幅整地等を行う場合にはその道路管理者や、その他の地権者がいればですね、協議の上実施するということになってございますので、この辺りはこの資料に追記で盛り込みたいなというふうに思っております。
1:53:19	あと現状道路管理者についての、泊村共和町からは道路の使用許可をいた文書でいただいている状況ですのでこの辺りも、
1:53:29	すいません現状資料に書き込めてないんですけども、反映したいなというふうに考えてございます。
1:53:37	藤。
1:53:39	泊の特徴的なところを補足させていただきました。説明以上でございます。
1:53:46	規制庁脇本ですそれでは、質問コメント。
1:53:50	ありませんでしょうか。
1:53:53	ちょっと私の方からは、細かい話になるんですけど比較表の今の補足10の一井で、
1:54:02	ちょっとまだ説明はなかった部分ですけど、差分でちょっと確認したいところあったので10-2ページなんですけど補足10-2、
1:54:13	女川との差差分だけなんですけど、
1:54:18	小中って責任者クラスが、
1:54:22	いるん。
1:54:24	ように見えるんですけど、泊はなくていいんですけど。そこだけをお願いし、説明をお願いします。
1:54:32	はい。北海道電力古谷でございます。
1:54:35	衛藤責任者としましては指揮者、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:40	我々で副原子力防災管理者の指揮者がございまして、ここが責任者になります。
1:54:49	ですので通報連絡者二名、
1:54:54	が各自治体、必要な箇所に連絡いたしますけどもその辺りの責任も、
1:55:02	全体指揮者指揮者がとりますので問題ないかなというふうに考えてございます。規制庁アキモトにすみません質問の仕方が良くなかったかと思うんですけど責任者は、指揮者で、
1:55:14	それぞれの何か女川それぞれの、
1:55:18	部隊に対する責任者がいるのかなと思って、
1:55:22	なんですけどもそうでもないのか、主な消火系統。
1:55:28	連絡系。
1:55:30	ていうだけですかね。
1:55:33	わかりました。では、
1:55:36	別にそれは、副原子力防災管理者がいればいいってことですかね。
1:55:46	北海道電力の藤田ですけども。
1:55:51	深川さんの自治体連絡者というのがこの
1:55:56	弊社でいう通報連絡者。
1:55:58	にも含まれてますし、この消火責任者郷福も入ってますけども尾長さん。
1:56:03	これがうちの通報連絡者のほうですね。
1:56:07	ここの副原子力防災管理者と通報連絡者で分担すると、同じ業務体系といたしますか。
1:56:16	分担にはなりません。
1:56:22	規制庁秋本ですただ、あれですよ消火責任者は、
1:56:29	いいな。
1:56:30	いいですか。
1:56:36	北海道電力古谷でございます装荷の体制についてはですね、技術的能力の1.0の方、添付資料の1、
1:56:47	1.0. 10というところで初期消火対応のですね体制について整理してございます。
1:56:55	衛藤翔華の責任者としては全体積、指揮者のですね不遇原子力防災管理者の方で全体指揮をとりますけれども、
1:57:05	現場、
1:57:07	夜間でも現場管理者、原発の管理者をですね現地に移動させまして、そちらが基本的に主体的に対応していくという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:17	消火体制をとってますので、この辺りは技術的能力の1. でご説明するのとその体制で消火活動ができるのかなというふうに考えてございます。
1:57:29	以上です。
1:57:30	規制庁脇本ですいるんだったら、何か見せ方だけの問題とかだったら少し工夫してもらおうことってできますか。
1:57:41	はい指揮者がどういうその役割を持って、ここに
1:57:49	指揮者の役割とか通報連絡者の役割とか、
1:57:53	あと
1:57:55	その辺りを補足するというようなそういう意味でしょうか。消火体制について少し、
1:58:01	補足する必要が、
1:58:04	いや、規制庁秋本です別に同等だよっていうことを言いたいんだったら、同等なりのことをちょっと書か変えてもらって、
1:58:14	した方が、なんていうでしょう。
1:58:18	責任者いないわけじゃなくて、
1:58:21	ちゃんといいて、
1:58:24	やってるんですって、別にこれは1.0なんですっていうんだったら1.0でもいいですけど、
1:58:30	はい、じゃあそれはじゃあ1.0で見るってことでわかりました理解しました。
1:58:36	で、続いて10-4 ページですけど、
1:58:41	ちょっとこの、
1:58:44	一番最後の下のところで、
1:58:47	記載方針の相違で泊は台数を記載していないってだけ書くじゃないですか。
1:58:52	これ何
1:58:55	書かないのっていうのは書いてくれないんですか。
1:59:01	北海道電力古谷でございますすみません。女川さんを、
1:59:08	参考にして書いたところではあるんですけど2台確保してございますので、この辺り台数を書こうかなというふうに思っておりますすみません。
1:59:16	規制庁脇本ですかけるんだったら書いてもらって、
1:59:21	書かないところは別に、なんでってなっちゃうので、素行んのケアするようにしてもらえば、補足書いてくれればいいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:32	はい、わかりました。10-5 ページのところは、
1:59:41	ここ、すごい細かい話なんすけど下のところで、泊は、地震時を想定した場合、から始まって飛んだらあって、必要なく参集できますよっていう。
1:59:54	てるんですけどここのちょっと意味がよくわからなくて、
1:59:59	何ていうんでしょう、地震が起きてる可能性だって、
2:00:05	あるん。
2:00:06	カラー
2:00:09	いらないっていう整理になるのかどうかちょっとよくわかんないですよね地震、津波、
2:00:16	のルートだから、
2:00:18	いいでしょうっていう話を、
2:00:20	ここで展開してるんですよ。
2:00:23	北海道電力古谷でございます。差異理由が少々わかりづらくて大変申し訳ございません。
2:00:30	女川さんの記載について、衛星携帯電話で参集中にその本部に報告してよりよい
2:00:40	参集ルートを選定していくというような記載かなというふうに理解しております、
2:00:46	我々その辺りがちょっと欠けてございません。
2:00:51	衛星携帯電話は重大事故等対象設備、ですので地震時にそういう I I 新設備を使うのかなというふうにちょっと想定しております、
2:01:05	その場合に、地震が発生すると同時にその津波も考慮する必要もありますというふうに考えました。
2:01:16	雑門扉をとるルートと、大和門扉を通る二つのルートがあるんですけども、地震と津波というふうに考えたときに、
2:01:28	大和網を通達というご選択をすることになるので、その移動中の、
2:01:35	衛星携帯電話の使用した連絡は必要ないのかなというふうに考えて、まずはここは書いてございませんでした。
2:01:44	すいません資料の力も申し上げ、悪くて申し訳ないですけど、
2:01:49	当然ページの中の 4 ページ。
2:01:54	2 ですね。
2:01:55	一番下のところに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:58	発電所と連絡を取りながら集団で移動するということもこう書きながらここを記載してないところもありまして、ただ女川さんの記載を追加する方向で少し
2:02:11	検討したいなというふうに思います申し訳ございません。
2:02:15	規制庁秋本です。ちゃんと説明ができればどちらでも構わないので、わかりました。ちょっともう1回
2:02:21	検討していただければと思いますけど。
2:02:25	ちょっと細かい話ですけどまた中の6P、次の16の6ページは、
2:02:32	女川と相違なしで書かれてるじゃないですか。
2:02:36	そういうほんとはないと思います。
2:02:40	見てて、すぐ気づきません。
2:02:43	て思いません。
2:02:47	6ページの第1票、イエスです。
2:02:54	いや、もしこれで、
2:02:57	地層言わないっていうんだったら、あれですよ、実質的な相違なしとか、そういう言い方をするんだったら
2:03:06	まだ理解はできるかもしれないんですけど、
2:03:09	これって本当に見たのっていう話に、
2:03:13	なる。
2:03:15	ですよ。
2:03:17	全然比較してないじゃないですか、これ見ててちょっと思ったんですね。いや本当に相違がないように見えるんだったらちょっと。
2:03:28	どうかしてんじゃないかなって思っちゃうんですけど。だから、ただ、だから、
2:03:33	いらないんです。パンク自転車なんて別に僕らいらぬ数とか、そういうんだったら
2:03:40	別にいいんですけど、長田そういうなしって確定。
2:03:44	ちょっと本当にそうなのかなっていうところは、
2:03:48	何か、
2:03:49	チェックが甘くないですか。
2:03:53	北海道電力古谷でございます。
2:03:57	ここの差異理由の記載は、不足しているというふうに考えます申し訳ございません。記載方針の相違としてシキイ
2:04:09	携行資機材の表があるかないかというそういう観点でしか比較できてなくて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:16	中身で一つ一つの
2:04:19	携行する資機材であったりとか装備品のその資機材の
2:04:24	相違についてですね、比較、この資料では比較できてませんのでこの辺りも充実させたいというふうに思います。申し訳ございません。
2:04:33	規制庁秋本です。わかりました。だからそなんていうんでしょうそういった目で見て欲しいっていうのは、9月は、
2:04:42	DBの一番最初の、
2:04:45	ヒアリングの時にもお伝えはしてあるので、なんて中身もしっかり見た上で、
2:04:54	フォン躯体やフォーク事例者なんでっていうことであればそれでも構わないんですけど、
2:05:01	そこまで見た上で判断してるのかどうかわかんないので、
2:05:06	ちょっとそういった目で、
2:05:09	見た上でやっているってことだったらそう言ってもらっても構わないので、はい、じゃあすみませんよく見ていただければと思います。
2:05:18	これ当然リフレーズ了解いたしました。
2:05:21	規制庁アキモトそのちょっとだけなんですけど、
2:05:30	中の12ページで、
2:05:33	ちょっとマスキング箇所なので、1回ちょっとお待ちいただければと思います。
2:05:42	はい、規制庁アキモトですわかりました。
2:05:45	ちょっと細かいところはそんなところですが、すみませんもう1個だけ急いで14ページで10補足10-14ページですけど、
2:05:59	括弧Bで大型連休の話で、確実に要員確保するで、これ女川にあって、
2:06:06	別に島根もないので特に強制するものではないかとは思うんですけど、基本は、何もし指名じゃなくても百名はいるよっていう理解だった。
2:06:18	と思うんですけど、もしかしたら重なっちゃうこともあるから、女川書いているのかなっていうこともあるかなと思ったんですけど、先行Pって他ではここの女川の記載とかがって入れたりしてるところってあるんですか。
2:06:34	で、北海道電力古谷でございます。
2:06:38	参集要員に対して指名するという方法をとっているプラントは、関西電力さんのプラントではそういう
2:06:49	方法をとっている社もあったのかなというふうに理解はしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:56	我々としましてはよ。
2:07:02	要員参集のその検証をしっかりとした上で、
2:07:06	必要な要員数を確保できることをお示しして、
2:07:10	指名しなくても、確保できるということを説明したいというふうに考えてございます。
2:07:18	規制庁秋本ですわかりました。はい。それではその他いかがでしょうか。
2:07:25	はい。
2:07:29	すいません規制庁の天野ですけど、ちょっと先ほどの、
2:07:33	指摘と同じような話になるんですけども、
2:07:36	目次三瓶Gを受
2:07:40	10 ポツの位置付けなんですけれども、
2:07:46	発電所構外からの圧、最終要因ということなんですけど、
2:07:51	これはあれですか、
2:07:54	まとめ資料でいくと、
2:07:56	1、
2:08:00	1 の、
2:08:03	1 のまとめ資料の1 の、
2:08:06	ところの1 ページから、
2:08:10	3 ページですかね、3 ページに
2:08:13	要求事項が書いてあって、それに対する適合方針という。
2:08:18	のが4 ページにかけて書いてありますけど、
2:08:24	どの条文適合としての整理を説明されてるのかちょっと、ちょっと教えていただけますか。
2:08:34	当北海道電力古谷でございます。
2:08:38	アクセスルートのまとめ資料に記載してございます要求事項に対しては直接
2:08:49	紐づくところはないのかなというふうに理解しております、技術的能力の1.0のところ、4、要員参集の要求が、
2:09:00	ございますのでそちらと、そちらの要求からの適合方針なのかなというふうに考えてございます。この資料に入れた位置付けはまた持ち帰り整理させていただきたいと思っておりますけれども、
2:09:17	防潮底の方のその設計方針の変更に伴いまして
2:09:22	参集するルートですね、茶津門扉のルートも変更になってございますので、その辺りで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:32	防潮てへのはね返りというかその辺りもせん、審査会合でも少しご説明するし、しましたけれども、
2:09:44	その辺りもありましてこのアクセスルートの中でご説明することが、
2:09:53	効率的な審査に当たるのかなというふうに考えてございましたけれども、この辺り少し、また整理させていただきたいなというふうに思います。以上です。
2:10:06	規制庁の天田です。ちょっと整理するという事なんで、整理していただければと思うんですけど。
2:10:13	ちょっとこの、
2:10:14	代表市からは、保管場所及びアクセスルートについてっていうのがあった上で、
2:10:22	最終要因だと多体制。
2:10:25	技術的能力基準の体制のところ、
2:10:29	の説明をここに、
2:10:33	入れて、条文適合として説明するのであれば、その
2:10:38	部分も一部含まれるとするのか。
2:10:41	何かそれは別途説明するんだけど、
2:10:45	参考情報としてここに入れるのか。
2:10:49	入港ルートに関連するから、本来そっちで説明されてるってことなんですけど、
2:10:55	アクセスルートとの関連性がどういうところにあってここで説明するのかとか、ちょっとよく、
2:11:01	位置付けがよくわからないので、
2:11:04	ちょっと整理を、おっしゃるようにしていただければと思います。で、
2:11:10	ただしですね
2:11:13	このまとめ資料の1の、
2:11:17	1.0. 2-4 ページを見る。
2:11:21	3 ページからが、
2:11:23	技術的能力の 1.05 で②でアクセスルートになってますけれども、
2:11:31	この4ページの(2)の
2:11:33	一番最後に、一応この参集要員があって、
2:11:39	これが適合状況。
2:11:43	確認手順ということになっているので、
2:11:46	ここの参集要員の
2:11:50	記載についても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:53	この1.0アクセスルートの中で、
2:11:57	適合性を説明するというようにも見えるんですけども、
2:12:02	そのパートの説明だけじゃなくてこの条文適合の考え方として、
2:12:09	どうなんでしょうかっていう。
2:12:12	こと。
2:12:15	と、あとは、これも同じような話でついでになんですけど、
2:12:20	1.0. 2-1 ページ。
2:12:23	43条これは、
2:12:25	許可基準規則の側ですけど、
2:12:29	43条第3項の、
2:12:31	午後保管場所と6号のアクセスルートがあって、この7号を入れていた だいていて、これ平成25年の資料では、
2:12:44	10月29ですね、こちらでは、
2:12:48	43条第3項の5号及び6号に適合していることを、という説明になって るんですけど。
2:12:55	ここの辺りと、どういう整理をされて
2:13:00	アクセスルートの中で、
2:13:03	この100メートル離隔とかっていうことだと思うんですけど、この辺り は先行踏まえて整理し、し直したってことなんでしょうか。
2:13:14	北海道電力の中瀬でございます。
2:13:17	設置基準規則第43条第3項、
2:13:24	第7号の記載につきましては
2:13:27	平成25年の時には記載してございませんでしたけれども、
2:13:31	その後の保管場所及びアクセスルートの審査の
2:13:36	積み上げがあると考えてございまして、その上でセンコーさんとの記 載、
2:13:43	参照し、保管場所に係る
2:13:49	考えた設備が共通要因によって機能喪失しないことということに関し、 保管場所を離隔することをもってこの要求事項を達成しているというこ とで、
2:14:00	保管場所に係る部分であることから記載しているというものでございま す。
2:14:14	水道電力古屋でございます要員参集のところ、
2:14:19	の基準要求に対しての整理についてはこの資料をまとめ資料の方で明示 的にできて、記載してきておりませんので、この辺りの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:31	基準適合の観点からどういう規制が適切かということもちょっと含めまして、申し訳ございません。持ち帰り検討させていただきたいと思いません。
2:14:42	要員参集のことをここに記載した繋がりですけれども、先ほどもちょっとお示ししました、補足10の9、
2:14:55	A4のまとめ資料でいくと、9ページの第8図、
2:15:06	雑門扉或いはその大和門扉を通して一部屋内の
2:15:13	敷地内ですね、屋外アクセスルートを通行して緊対所まで参集するというルートになってございますので、この辺りで、
2:15:23	アクセスルートのところで同時に議論していただくのが、いうのかなというふうに考えて、
2:15:33	おりましたけどもこの辺り申し訳ございませんちょっと整理させていただきたいなというふうに思います。以上です。
2:15:39	すいませんすいません少し補足させていただくんですけれども、屋外アクセスルートの評価ですね、当社は
2:15:46	燃料の給油につきましては参集要員に期待しているということから、3時間で確実に参集できることというのもですね、
2:15:56	間接的に関連するものでございますので、そういった観点でもですねこの
2:16:03	1.0. 2の
2:16:05	奥川のアクセスルートの資料に、この補足資料として、要員参集の資料も
2:16:12	付けさせていただきたいなと今考えてございまして、その辺ちょっと整理して次回、お答えさせていただきたいなと思います。
2:16:29	規制庁の天田ですけど
2:16:32	なので、何て言うんすかねか膨張低とか入港ルートに関連するので、
2:16:39	ちょっと関連して説明する、パワーポイントで関連して説明するというのは、そうそういうことであればそういう位置付けを明確にしてパワーポイントの方は説明していただければ、
2:16:52	いいと思いますと。
2:16:53	で、一方で今日はまとめ資料の確認ではないと思うんですけど一応まとめ資料に書かれてるんで、
2:17:02	ちょっとコメントなんですけど、今、
2:17:05	要員参集、
2:17:08	どっかってなんなんと他体制の話になるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:12	体制の話はまだ全然聞いてなくてですね、変わったか、全体として変わったのかどうか分からないんですけど、
2:17:20	まとめ資料に8番の、
2:17:23	ところで、8ポツとして、
2:17:27	項目を挙げてますよね。これはあくまで
2:17:32	1.0の、
2:17:34	あれですよ、アクセスルート。
2:17:37	保管場所及びアクセスルートのまとめ資料ってことなので、
2:17:42	先行踏まえてこう整理されているとか或いは、
2:17:46	保管場所アクセスルートの条文適合として、この8ポツを立てて書くんであればいいんですけど、
2:17:52	本来これが何ていうんすか、体制1.0行の体制の方の参集要員の、
2:17:59	基準適合の説明を、
2:18:02	する、どっかでする必要があると思うんですけど、その内容を今説明しているつもりであれば、
2:18:09	それぞれは、
2:18:11	あれですよ、最初の条文適合に体制の要求事項を書いてないので、
2:18:16	ちょっと何かミスリードするというか非常に混乱をしますよねと。
2:18:21	ということなので、
2:18:24	さらに言うとこれまとめ資料の方でもコメントさせていただいてますけど、
2:18:33	最初に出てくるこの1ページとかに、1ページの43条は、
2:18:38	それ、このまとめ資料で整理していただいた上で最終的には、
2:18:43	申請書の本文5号の、
2:18:45	位置構造設備。
2:18:47	の記載なり、なりますし、
2:18:50	申請者の添テンパチ、いわゆるテンパチの記載にもなりますと、
2:18:55	一方で、
2:18:56	この3ページの、
2:18:58	技術的能力の1.0項は、
2:19:02	申請書でいうと本文5号、本文10号の体制の整備等、
2:19:07	あと点々中ですねいわゆるテンジュウの方で整理されますと、
2:19:11	各、
2:19:13	記載事項がどの条文の適合性として整理されるのかっていう、
2:19:18	ことを、まさに整理するのがこのまとめ資料なので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:22	この今の段階で、ちょっとかなり
2:19:26	整理がされてないということになると、
2:19:29	衛藤。
2:19:30	これ、まとめ資料の方でもコメントさせていただいてるんですけどちょっと
2:19:35	条文適合の、ちゃんと設計方針なり、対応方針として、見据えて整理していただかないと、
2:19:44	単にどこでもいいから説明すればいいんだと、ちょっと非常に混乱しますよねと。
2:19:50	ということなんですけどそのあたりいかがでしょうか。
2:20:06	はい。北海道電力古谷でございますご指摘いただいた通り
2:20:14	要員参集のところ、体制のところ、この辺りの基準要求についてもまとめ資料には
2:20:21	記載してございませんのでこのあたり
2:20:24	もし、整理いたしましてここで、
2:20:28	説明するのが適切なのか、或いは
2:20:31	1.0の資料の方にも、当然良い要員参集の資料をまとめ資料つけることになりますので、そちらでご説明するのが効率的なのかそのあたり、整理させていただきたいというふうに思います。
2:20:49	はい。規制庁の濱田ですよろしく申し上げます。ちょっとさ、先ほどアクセスルートを、なぜこのタイミングで、11月11日、ごめんなさい11月の
2:21:03	ごめんなさい12月の5日の週ですね、に審査会合をまずやって、
2:21:08	今の予定だと残りは6月にもう1回というような全体計画があって、この流れはあくまで、
2:21:16	あれですよ。
2:21:19	防潮てとか、その有効ルートとか、全体の、あとはハザード側の、
2:21:25	審査がある中で、関連線として、
2:21:28	まずそのアクセスルートの設定の考え方とか地震による影響評価方針を、
2:21:34	踏まえた上でハザードの進捗、審査、状況を踏まえた踏まえてこの段階で一旦会合、
2:21:43	及び議論をして、そのあと、地震による影響評価で、周辺構造物の耐震性評価だとか、周辺斜面の安定性評価だとか、
2:21:53	地盤の駅、駅状況評価だとかそういう何ていうんすかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:57	全たの関係性を示して、
2:22:02	最後全体をまとめるというような、
2:22:05	方針を、作業方針とか好き作業スケジュールを示されてると思ってるんですけど、
2:22:12	ちょっと
2:22:14	方針と実際の作業というか内容説明内容と、
2:22:19	ちょっとやはりそごがあるような感じがしてるんですけど。
2:22:28	なので江藤なんですかね、準備ができたから前広に説明していただくのはいいんですけど、そのどの部分を、
2:22:37	先行して説明してそれが潜航。
2:22:40	プラントと比べてどう、どう違って、その条文適合はどの条項に対して、
2:22:46	どういう論点として、議論をしたいのかっていうのは、ちゃんと明確にしていればと思います、
2:22:58	北海道電力の中瀬でございます。ご指摘承知いたしました。
2:23:02	全体のスケジュールの中でこのタイミングで、説明する意図といいますか後、審査いただきたいことを明確にするとともに、
2:23:11	あとはSAの審査でございますのでアクセスルートで審査いただくのが適切なものと、
2:23:18	あとは共通条文の共通事項の部分で説明した後に、アクセスルートで説明した方がいいものと、そういったものが
2:23:28	この資料には点在してる状況でございます、
2:23:31	そういった中で今日資料できたので、全部説明しましたといった、
2:23:36	従業員んなっているなということを認識いたしましたので、
2:23:40	全体の審査の項目も踏まえた上で何を説明すればいいのかというのをしっかり検討したいと思います以上です。
2:23:53	規制庁の天野です。一応、一応、申し上げておきますと従来からいろいろ傍聴てとかいうルートで関わったので、それを早めに説明して、
2:24:04	議論をしておきたいっていうのはそれをそおっしゃる通りで、
2:24:08	それはそれでやっていけばいいと思うので、その際にそのパワポでその位置付けが見えないだとか、まとめ資料だと、ちょっとその他の条項の説明が、
2:24:22	切れてるように見るとかというというのがちょっとちょっと気になるっていうそういうことなんで説明を。はい。早めに議論すること自体は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:31	それは気になるところがあれば、論点明確にして、どんどんやった方がいいと思いますのでよろしくお願いします。
2:24:43	北海道電力の藤田でございます。今、天野さんにご指摘いただいた件です。ね、論点を明確にして、ご説明差し上げるということを徹底させていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。
2:24:59	規制庁アキモトですその他
2:25:01	審査官側からよろしいですか。
2:25:05	はい、じゃあ、説明はもうこれでおしまいよろしいですかね。北海道電力から何かありますでしょうか。
2:25:14	すいません北海道電力石川でございます。
2:25:17	先ほどですね、冒頭の方で、また、ごめんなさいパワポ資料の27ページのところで、CVケーブルトンネルの位置と、
2:25:27	あと33条、説明させていただいてるケーブルルートの関係性についてちょっと説明ができてなかった部分がありますので、そこをちょっと、もしよろしければ、
2:25:37	説明を差し上げたいと思いますけども、よろしいでしょうか。どうぞ。
2:25:41	はい。こちら山本の方から説明をさせていただきます。
2:25:47	はい。北海道電力の山本でございますこちらの音声届いておりますでしょうか。
2:25:53	ベース。
2:25:54	はい。
2:25:55	ええ。
2:25:56	ポイント資料の27ページでございますCVケーブルトンネルですけれどもこちらにつきましては、275kVの開閉所、こちら標高85メートルにございますが、
2:26:08	こちらから3号機の集変圧器、10メートルのタービン建屋の横にございます。主変圧器のところまで接続している、ケーブルを通すトンネルでございます。
2:26:21	一方33条の移動変圧器車から6.6kVケーブルをお示してございましたけれども、こちらの方につきましては埋設の電線管でございます、
2:26:34	こちらサイズとしましては、125%、
2:26:39	直径が125ミリですねその中にケーブルを通してございます。ケーブルの外径も約73ミリということでその埋設電線管で
2:26:52	3号機の建屋に接続しているものになります。以上でございます。
2:27:03	北海道Linuxでございますけれども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:06	移動変圧器車から3号建屋に
2:27:10	電線管が走ってるんですけどそれはCVケーブルを取ってるわけじゃなくって、そこから違う、
2:27:18	トンネルではなく、ケーブルを埋設して通しているという状況でございます、かつじゃ何でアクセスルートの資料に載ってないのというところなんですけれども、ファイア、小さくってその中だと15センチ以上の
2:27:31	段差がそもそも発生しないため、そもそものその一次スクリーニングの段階で落ちているという状況かとは理解いたしました。
2:27:58	深山ですけどいいですか。
2:28:02	どうぞお願いします。
2:28:06	ご参考で教えて欲しいんですけど、
2:28:09	今言われた66キロのやつはあい小さいので、スクリーニング漏れてるっていう話で、さっき埋設って言われたんですけど多分、
2:28:19	埋設って意味わあそのものを埋めてるっていう認識なんですけど、
2:28:24	管路で埋めてるってことは、
2:28:26	管の中に、
2:28:28	ケーブルが通っているんであれば菅野形っていうのが大きいんじゃないのかなと思うんで違うんですしたっけ。
2:28:37	はい。北海道電力の山本でございます。先ほど申し上げました埋設電線管の管の径でございますけれども、125mmの直径でございます。
2:28:49	以上でございます。
2:28:51	中のケーブルにつきましては外径が73mmの直径のものが入ってございます。
2:28:57	以上でございます。
2:28:59	宮本ですけど、
2:29:01	今スクリーニングで落ちてるのは、どっちで評価してるんですけど、菅野菅野だから
2:29:09	管路で見みなきゃいけないんじゃないんですしたっけ。
2:29:17	北海道電力の中津でございます
2:29:21	電線管を、
2:29:23	組んでいる、
2:29:26	管理ですねが、一番外側の外径で、
2:29:31	段差発生する、構造物かどうかというのを測定しております、その一番外側の管理が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:42	12.5センチということで、それがどうなったとしてもアクセスルートの クライテリアで15センチの段差は発生しえないということから、
2:29:53	検討、スクリーニングから落ちているという理解と、
2:29:58	考えます以上です。
2:30:01	宮です。わかりました。先ほどの高説明が、
2:30:06	ケーブルのπで落としてるみたいな言い方されたので彼の同等してるっ ていう認識であれば特にわかりましたということであと、今後
2:30:17	ちょっと他の条文での調整になると思うんだけど、ちょっと今日説明 の途中で、その管路をもうやめて
2:30:28	CVケーブル側に入れるみたいな話はされてるんだけどそれは今、計画 としてはそう、そういう感じになってるところですか。
2:30:38	はい。北海道電力の山本でございます。現在こちらの方で変圧器の設置 の検討を進めてございます。現在の標高51メートルのエリアにつま ましては防潮庭ですとか、入行トンネルの工事との干渉が避けられない状 況でございますので、
2:30:57	標高85メートルの275kVの開閉所の敷地内に設置を計画、
2:31:03	いたします。以上でございます。
2:31:08	ですけど、ということは、275Vの開閉所のところにつけるので、CV ケーブルを通して持ってくるっていうことを今計画されてるっていう理 解でいいんですよね。
2:31:20	はい。北海道電力の山本でございます。宮本さんにもおっしゃって いただいた認識の通りでございます。よろしくお願いいたします。
2:31:31	わかりました。宮本以上です。
2:31:42	すいません。規制庁の浜名ですけど、今の点で衛藤。
2:31:48	ケーブルの敷設ルートの方はわかったんですけど、移動変圧器とか、
2:31:54	今後設置する後備変圧器とかっていうのは、
2:31:59	それはあれですか
2:32:02	アクセスルートのまとめ資料の別紙9の、
2:32:06	あれですか、9-7ページとかには、
2:32:10	出てこなくていいんでしょうかと。
2:32:13	ということなんですけど、神戸変圧器の規制上の位置付け、
2:32:20	にもよると思うんですけども、
2:32:23	現状はちょっと移動変圧器すら書いていないっていう。
2:32:30	感じかなと思うんですけど、そのあたりちょっと確認させていただけ ますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:38	北海道電力の中瀬でございます。
2:32:42	神戸変圧器につきましては現状の計画の通り、275 k V開閉所に設置される。
2:32:50	されたとすればですね
2:32:53	この別紙9はアクセスルート周辺に影響を及ぼす可能性のある構造物という観点なので、この資料に広義変圧器という項目は
2:33:03	持ってこないという状況でございます。
2:33:05	で、現時点で設置されている3号機へ供給するための移動変圧器車につきましては、衛藤。
2:33:15	ちょっと字がつぶれてる状況なので確認できなかったと、にしていますけど
2:33:22	管理番号、A Iの3号炉非常用編や、
2:33:26	変圧器これ非常用充電設備だっけ。
2:33:30	非常に非常用変圧器で設備が、移動変圧器車に当たるものでございまして、
2:33:39	ここ、
2:33:41	9-11 ページの一番上のA Iが
2:33:44	該当してまして、構造物の倒壊による影響や火災の影響につきましても資料化しているという状況でございまして、これを今後残しておくのかどうなのかというのはちょっと社内で確認したいという状況でございます。
2:34:04	規制庁野村です。わかりました。そうすると、あれですかね、移動移動変圧器は今、
2:34:12	これ言っているんですかね展望台の近くにあって、
2:34:17	33条のパワポの方だと、
2:34:22	展望台のところに置くやに見えるので、この別紙9の
2:34:29	7ページの81番、
2:34:32	の中に入ってるのかなと思ったんですけど展望台、そうではなくて、
2:34:37	あれですね、9-11 ページのA Iとして、図の3-1なので、
2:34:44	あれですか。
2:34:47	図の3-1だと、そのさっき言った展望台の81番とは別に、どっかあれですかA Iが示されてるってことですがこの図の3-1図の中で、
2:35:13	すいません。今、わかりました。A Iはだから展望台よりも、
2:35:19	ちょっとそうですねちょっと離れたところにありますので、
2:35:23	等でさらに何でしたっけ、ここ後備変圧器。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:30	神戸変圧器についてはさらに上側の開閉所に設置するとか、そういうことで理解しましたありがとうございます。
2:35:43	すいません宮本ですけど1件いいですか。
2:35:48	どうぞ。
2:35:50	ちょっとこの表で、書いてなかったの、別の場所にあるのかなと思ったんですけど3号機の予備変圧器ってどこにあるんですかね。
2:36:02	北海道電力の阿久津でございます。3号機の予備変圧器は、
2:36:06	275kV開閉所の中にございます。以上です。
2:36:13	わかりました。なのであれですね。建屋周りがなかったのここに各一覧表に載ってこないってことですね。わかりました。はい。私は以上です。
2:36:24	規制庁秋本ですその他よろしいでしょうか。
2:36:29	じゃあ、
2:36:30	岡田新岡もなければ、以上で、したいと思いますが、よろしいですか。はい。
2:36:35	じゃあ、以上で終了いたします。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。